



イラク復興支援活動行動史

第 1 編

陸 上 幕 僚 監 部

平成 2 0 年 5 月

分類番号：W-W3-W39

平成 2 1 年 1 2 月 3 1 日まで保存

は し が き

1 作成の趣旨

本活動において、陸幕が実施した施策等に係る教訓について記載した。

2 構 成

(1) 全 般

本行動史は総説、派遣準備間、実施間、撤収と区分し、それぞれの区分において「人事」「警務」「衛生・メンタルヘルス」「会計」「広報」「民事」「法務」「情報」「通信」「兵站(兵站支援、装備)」「運用」「教育訓練」「監察」「教訓業務」の各機能毎計14項目について整理して記載した。

各項目には陸幕の準備または実施した施策、教訓及び提言を記載している。

(2) 各項目に記載した事項について

ア 陸幕の準備または実施した施策

陸幕の主要な施策及び事実経緯の時期・概要を記載している。

イ 教 訓

陸幕の準備または実施した施策に対して分析した事項について記載している。

ウ 提 言

じ後の業務への反映、改善事項について記載している。

3 使用上の注意事項

本行動史は、当該事務に関与する者が、その参考として使用するものとする。

目 次

第 1 章 総 説

第1節	イラクの概要-----	2
第2節	国際社会の対応-----	23
第3節	我が国の対応-----	27
第4節	イラク復興支援活動の特性-----	28
第5節	陸自部隊のイラク人道復興支援特措法に基づく活動及び成果-----	31
第6節	海上・航空自衛隊の部隊による活動-----	33

第2章 派遣準備

第1節	全 般-----	36
第2節	陸幕の準備した活動基盤及び教訓・提言-----	37
1	人 事—人事・留守業務-----	37
2	警 務-----	40
3	衛 生・メンタルヘルス-----	42
4	会 計-----	52
5	広 報-----	54
6	民 事—住民施策、ODA-----	57
7	法 務-----	60
8	情 報-----	62
9	情報通信-----	66
10	兵 站—兵站支援、装備-----	73
11	教育訓練-----	84
12	監 察-----	87

第3章 復興支援活動

第1節 全 般	90
第2節 陸幕が実施した施策及び教訓・提言	91
1 人 事ー人事・留守業務	91
2 警 務	92
3 衛 生・メンタルヘルス	96
4 会 計	109
5 広 報	110
6 民 事ー住民施策、ODA	114
7 法 務	117
8 情 報	123
9 情報通信	128
10 兵 站ー装備	147
11 運 用	154
12 教訓業務	163

第4章 撤 収

第1節 全 般	170
第2節 陸幕が実施した施策及び教訓・提言	171
1 人 事ー人事・留守業務	171
2 警 務	172
3 衛 生	173
4 広 報	175
5 民 事ー住民施策、ODA	177
6 情報通信	179
7 兵 站ー兵站支援	182

まとめ

活動を通じての2大懸案「復興支援」と「安全確保」に関する教訓	185
--------------------------------	-----

第1章 総説

第1編 イラク人道復興支援行動史

第1節 イラクの概要

1 全 般

主要データ (『世界年鑑2002』より)

国 名 イラク共和国

الجمهورية العراقية (アラビア語)

کۆماری عێراق (クルド語)



国 旗

面 積 43万831平方キロメートル (日本の約1.1倍)

人 口 約2,537万人 (2004年7月米国推計)

言 語 アラビア語 (公用語)、クルド語

民 族 アラブ民族 (約75～80パーセント)

クルド民族 (約15～20パーセント)

その他トルクメン民族、アッシリア民族、ベルシャ系 (合計約5パーセント)

宗 教 イスラム教 (国教) (97パーセント)

(シーア派: 約60～65%、スンニ派: 約32～37%)

キリスト教及びユダヤ教 (合計約3パーセント)

通 貨 イラク・ディナール (IQD)

実勢レート 1米ドル≒1300IQD (平成17年4月現在)

距 離 東京～バグダッド間の大圏距離: 8,346キロメートル

時 差 日本時間-6時間 (4月～9月は夏時間で-5時間)



国 章



2 地形・気象・災害

(1) 地形

ア 全 般

イラクの地形は、北部から北東部のクルディスタン山岳地帯、チグリス・ユーフラテス川流域のメソポタミア平原及び西部から南部にかけての砂漠地帯の三つに区分される。

イ 地形区分

(ア) クルディスタン山岳地帯

多くの山地が階段状に高くなり、イラン国境では3,000メートル級のクルディスタン山地が連なる。チグリス川の支流である大ザブ川、小ザブ川、ディヤーラ川等が川谷を形成し、上流に灌漑、発電用等の大ダムが散在する。

(イ) メソポタミア平原

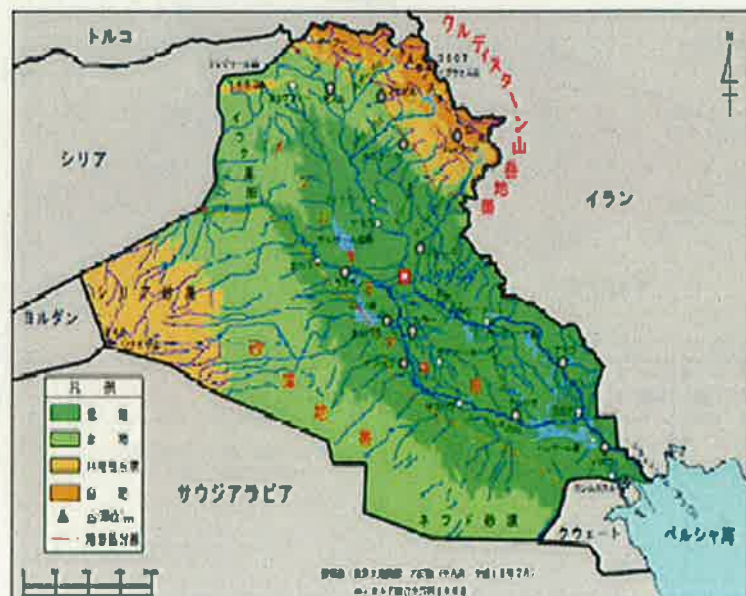
山地と砂漠に挟まれ、チグリス川及びユーフラテス川の2大河川が運んできた土砂によって形成された沖積平野で、国土の約30パーセントを占める。

貫流しているチグリス川及びユーフラテス川は、イラク北西部のイラク高原の両脇を流れ、バクダッド付近で極端に平坦となり、ナシリアとアマラを結んだ線以南では広大な湖沼及び湿地帯を形成した後、クルナ付近で合流して川幅約500メートルのシャット・アル・アラブ川となりペルシャ湾へ注いでいる。

(ウ) 砂漠地帯

礫を混えた広大な砂漠で、シリア及びネフド砂漠から成り国土面積の約40パーセントを占める。当地域は、ウナイザ山を頂点にしてユーフラテス川に向かって緩傾斜する高原である。地表面は無数のワジ（涸れ川）によって刻まれオアシスも存在することから、遊牧民に利用されている。

地形図



第1編 イラク人道復興支援行動史

ウ 稜線・水系

(ア) 稜 線

イラク北部から北東部には、クルディスタン山地が伸びており、トルコとの国境付近の標高は約2,000メートルに、イラン国境付近は約3,000メートルになる。北東部には、イブラヒム山があり、標高は3,607メートルで、国内最高峰である。南に行くにつれ標高は急激に低くなり、稜線は見られなくなる。

また、北西部から南東部にかけて広がる砂漠地帯には、シリア砂漠にウザイナ山(940メートル)があるほか、ネフド砂漠北西部にはバトン山地があるが、いずれも稜線を形成するほどの山地ではない。

(イ) 水 系

チグリス川及びユーフラテス川が、北西から南東へ向かって流れ、ペルシャ湾の北約193キロメートルの地点、クルナ付近で合流し、シャット・アル・アラブ川となってバスラ等を経てペルシャ湾に注いでいる。古代では、それぞれ単独でペルシャ湾に注いでいたため、二つの川は運河や灌漑設備で結ばれ、より高い位置にあるユーフラテス川の水をチグリス川へと導いていた。その後、度重なる洪水によって陸化が進み、現在の形となっている。

稜線・水系図



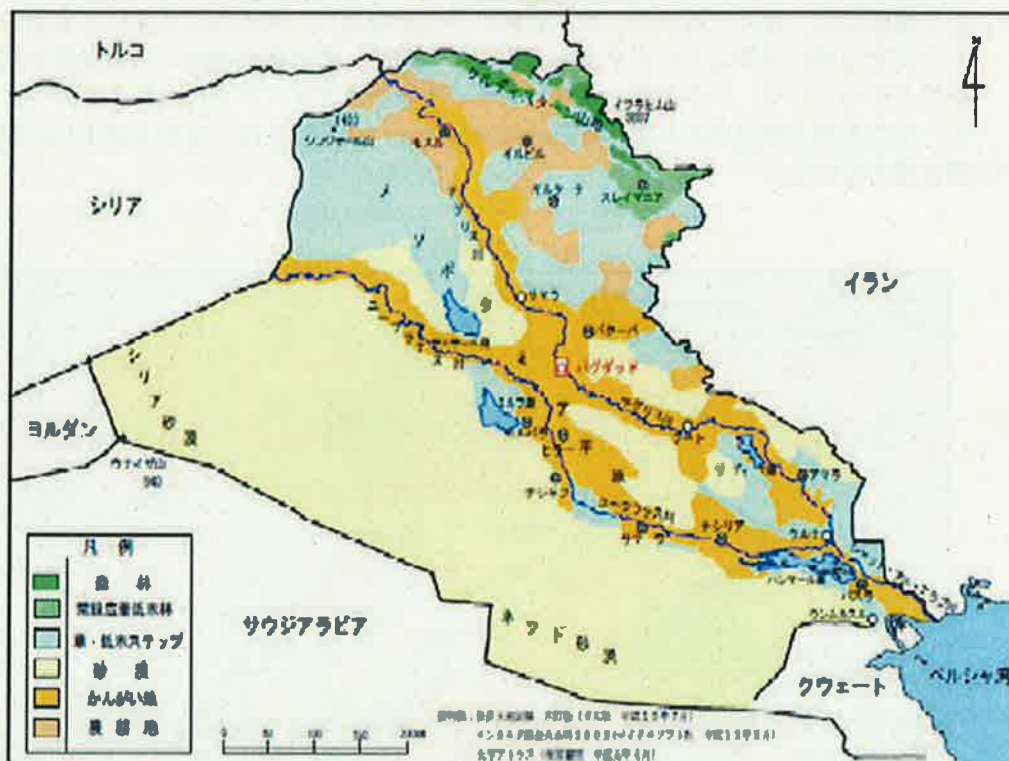
第1章 総説

エ 植生

イラクの植生は、国土の北部から南部に行くに従い変化している。北部の山岳地帯からメソポタミア平原中部までは、森林地帯が広がっている。チグリス川及びユーフラテス川下流域には、両河川及びメソポタミア渾原をはじめとする渾地帯等を中心に豊富な種類の植生が見られる。

一方、南部地域は砂漠が広がり、植生はほとんどない。

植生図



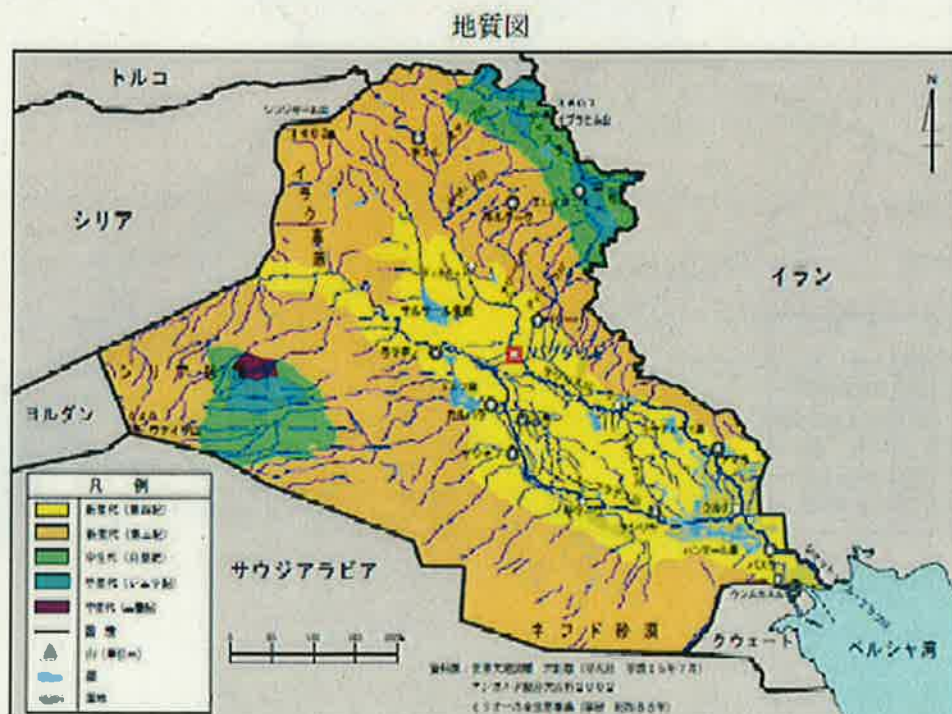
第1編 イラク人道復興支援行動史

才 地表面土質

南部砂漠地帯は、砂と礫に覆われた、比較的柔らかい土質となっている。その表面に細かい砂が薄く積もっている状態である。このため、路外横動を制約する。

メソポタミア平原は、沖積平野のため柔らかい土質であり、特に水分を含むと泥
 滓化し易い土壌である。特にバグダッド以南の地域は、標高が低い地域が多いこと
 から地下水位も高く、更に下水道の整備不十分により降雨時の排水が十分できな
 いことから、掘開工事及び降雨時の路外機動は制約を受けやすい。

また、上流の山岳地帯等にある岩塩から溶け出した塩分が河川に流れ出し、地下水や灌漑設備へ流入するほか、排水設備が不十分なため、降水等に含まれる塩分がそのまま土壌に残ることにより土壌が塩化しており、降雨後の地面には塩が浮き出る程となっている。このため、1978年に土地再生プログラムにより70万ヘクタールの土地が再生されたが、灌漑地域の約74パーセントは、未だ土壌塩化の問題を抱えている。



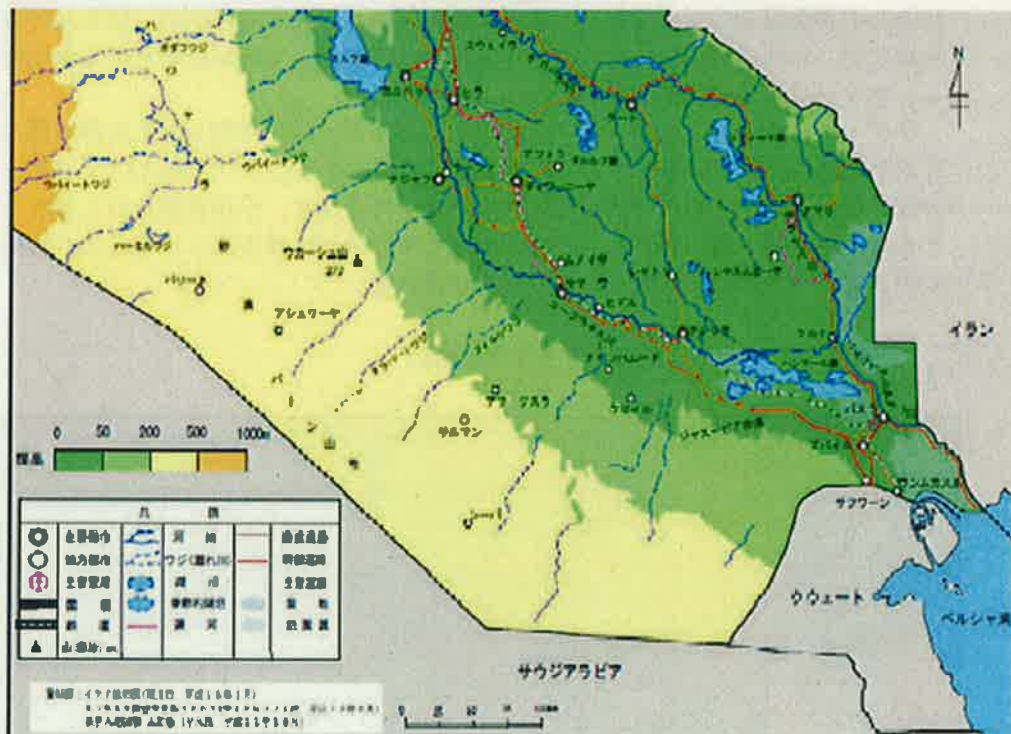
カ イラク南部の地形

(ア) イラク南部全体

イラク南部は、大きくメソポタミア平原南部と西部の砂漠地域に分けられる。

メソポタミア平原は、チグリス川及びユーフラテス川に挟まれている広大な平野であり、標高は低く傾斜も小さく、湾岸のバスラは標高14メートルに過ぎない（バグダッドの標高も33メートルであり、ペルシャ湾までほとんど真平らである）。この流域は、両大河の度重なる氾濫によって運ばれた土砂で形成されたもので、無数の分流と多数の季節的な湖沼が分布している。

イラク南部地形図



第1編 イラク人道復興支援行動史

(イ) サマーワ

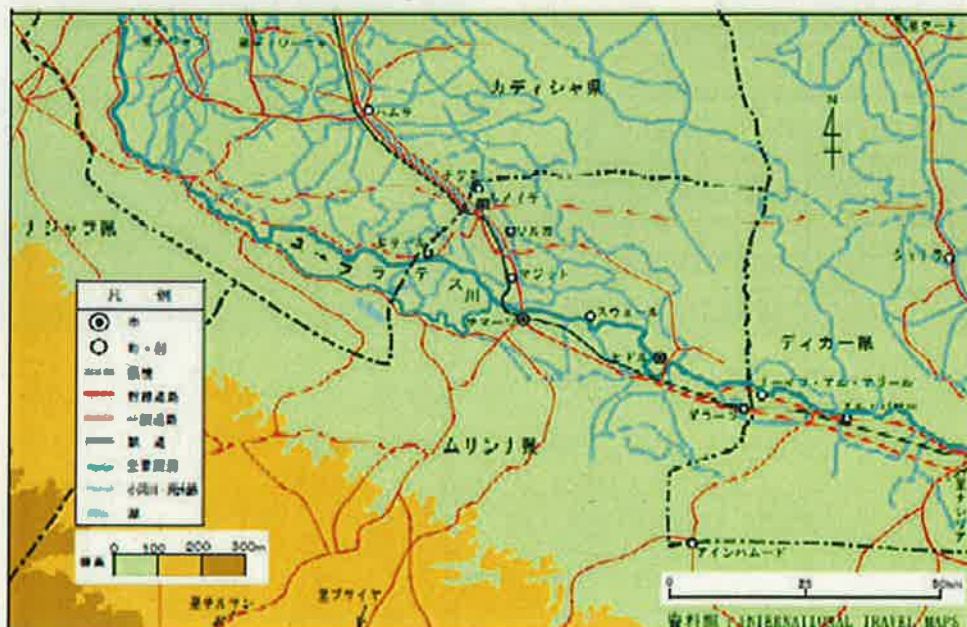
サマーワは、イラクの中南部にあり、全体的に平坦で、標高は20メートル以下である。このため、地下水位が高く、地下1.5メートル以上の掘削で地下水が出てくる。南部には、砂漠地帯が広がっている。

ユーフラテス川は、サマーワ北西部で西方から二つに分かれてきた流れが一つになっており、川幅は100メートルから200メートルほどになっている。水深は、約10メートルを超え、雪解け水により増水する3月から5月頃には、多い時で水面が2メートルから3メートル上昇する。サマーワ南部には、ユーフラテス川から大きな運河（幅は約15メートル程度、水深約3メートルから4メートル、土砂で構築されている）が流れているほか、サマーワ北部にはユーフラテス川につながる小河川や用水路等が無数に走っている。

サマーワの植生は、市街地の河川流域等にナツメヤシの林が一部見られるが、ほとんどが乾燥地帯であるため、乾燥に強い植物が点在するほかは、ほとんど見られない。冬期の降雨時になると、砂漠地帯で「チマ」と呼ばれるきのこが生育し、サマーワ市民の重要な食料となる。

サマーワ地域の土壌は、ユーフラテス川が運んだ土砂が堆積した上を砂が覆っており、雨が降ると泥濘化する（路外歩行時は、足首付近まで沈み込む）。また、土壌の塩化により、特に降雨後乾燥すると塩が浮き出て、土壌表面を白く覆うとともに、地表面土質に含まれる瀝青が水溜まりの地域に浮き出てくるため、青黒くアスファルトのように固くなった部分が現れる。

サマーワ周辺地形図

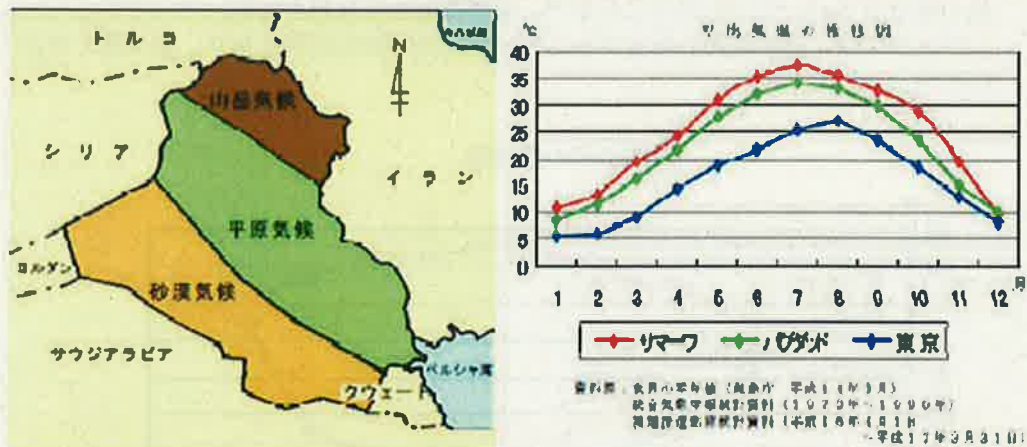


(2) 気象

ア 気候区分

イラクの気候は、一般に亜熱帯気候であるが、山岳地帯、平原地帯及び砂漠地帯等の地域により差があり、山岳気候、平原気候及び砂漠気候に区分することができる。

季節については、夏季、冬季及び移行季に区分される。



気候区分図

資料源：世界大地図帳（平凡社、平成15年7月）

イ 気温

イラクの気温は、一般に夏季は暑く、冬季は涼しく年較差が大きい。

山岳地帯では、全般に気温は低く、冬季に氷点下となることがある。北部のモスルでは、9日間にわたって氷点下の日が続いたことがあり、寒さは厳しく、モスル付近では、チグリス川は結氷するといわれている。

夏季については、過去にイラク南部のバスラにおいて、最高気温摂氏58.8度（世界記録）を記録したことがあり、世界有数の酷暑国として知られている。

サマーワにおいては、最も暑い7月の平均気温は、摂氏37.5度であり、5月から9月にかけては最高気温の平均が摂氏40度を超える。一時的には、摂氏50度を超えることもしばしばあり、暑さは厳しい。この暑さにより、人員は強い日差しによるひどい日焼けや熱射病となりやすい。また、装備品については熱に弱いゴム製品は溶ける事がある。車両の密栓のゴムがガラスに張り付いて動かなくなることもある。

最も寒い12月の最低気温の平均は3.9度と低く、これは東京の12月から1月頃の平均最低気温とほぼ同じである。

第1編 イラク人道復興支援行動史

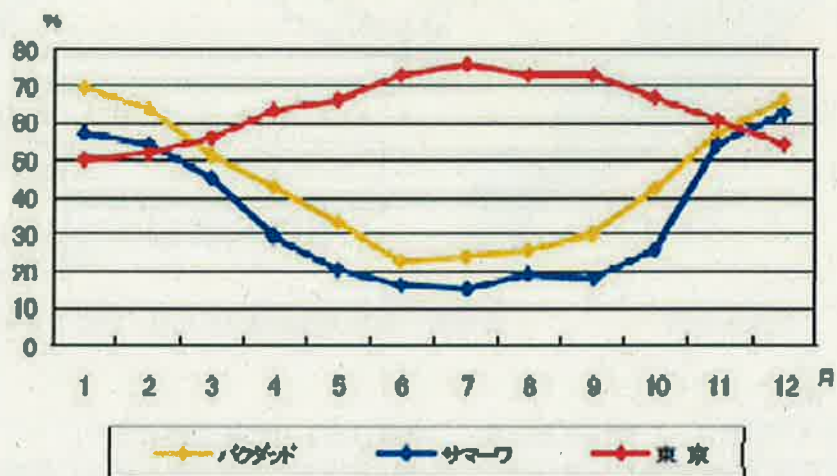
ウ 湿度

湿度は、一般的に、冬季は比較的高いが、夏季は非常に低く、乾燥した晴天が続く。

バグダッドでは、4月から10月にかけて、湿度の低い晴天が約200日間続く。特に、6月から9月においては、朝夕の湿度はやや高いものの、気温の上昇とともに湿度が低下し、日中は15パーセント程度と極めて低い状態が続く。東京では、最小湿度25パーセント以下になると、乾燥注意報が発報される。

バスラでは、湖沼地帯の蒸発があるため、比較的湿度が高くなり、蒸し暑く住みにくい。

平均湿度の推移図



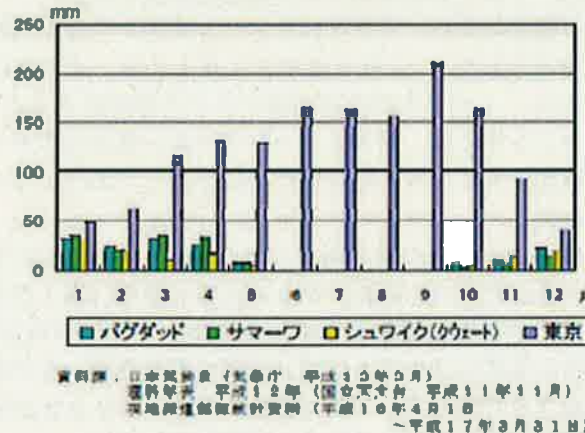
資料源：海外生活の手引き10 中近東編1（世界の動き社 平成13年3月）
 日本気象協会（気象庁 平成13年3月）
 気象年表 平成12年（国立気象台 平成11年11月）
 統合気象中核統計資料（1979年～1990年）
 現地派遣部隊統計資料（平成16年4月1日～平成17年3月31日）

エ 降水

イラクの降水量は、全般的に少ない。

時期的には冬季に集中しており、山岳地帯では、降雪となる。冬季の降水は、霧雨のような雨が数時間続き、その後は、霧が発生しやすくなる。また、一時的に雷を伴った弱いしゅう雨（にわか雨）の降水がある。

月別平均降水量図



オ 風

風は、チグリス川及びユーフラテス川に沿った低地では、年間を通じて北西風が吹きやすいが、砂漠地帯は不規則である。

各季節には、それぞれ特有の風が吹く。夏季は、「シャマル（アラビア語で「北」を意味する。）」と呼ばれる乾燥した北寄りの風が非常に強く吹くことがある。

カ 砂あらし

砂あらしとは、強風により塵又は砂が空高く吹き上げられる現象である。これにより、視程が1キロメートル未満になることがある。規模については、通常、幅8キロメートルから10キロメートル、高さは150メートル程度であり、持続時間は、半日程度が一般的ではあるが、ときに、幅が数百メートル以上、高さが1キロメートルから2キロメートル以上に及び、数日間続くこともある。

(3) 災害

イラクにおける災害は、地変災害は火山についてはなく、地震災害のみであるが、近年大地震が発生した記録はない。気象災害では、チグリス川及びユーフラテス川の増水による洪水災害が発生している。

第1編 イラク人道復興支援行動史

3 歴史（第1次世界大戦以降）

（1）君主制イラク

第1次世界大戦では、オスマン帝国はドイツとの同盟に基づき中央同盟国側で参戦するものの、この戦争でオスマン帝国はアラブ人に反乱を起こされた。イギリス軍がオスマン帝国に侵攻すると、イラクも戦場となった。クートの包囲戦などいくつかの重要な防衛線では勝利を収めるものの、劣勢を覆すことができず、1917年にはバグダッドが陥落し、1918年にオスマン帝国は降伏した。

サイクス・ピコ協定により、イラクはオスマン帝国から分割され、フランスとイギリスの勢力下に治められた。1920年11月11日、イラクは国際連盟からイギリスに委任統治され、イギリス委任統治領イラクと呼ばれることになった。一方でイギリスは、1915年には、フサイン＝マクマホン協定によってアラブの独立を認めていた。この協定とサイクス・ピコ協定とは矛盾しており、この矛盾が後に中東の混乱の一因となった。

イラクの政体はハーシム家の君主制となった。1921年に初代国王となったフアイサル1世は、メッカのスニ派ハーシム家の一員で、第1次世界大戦中はオスマン帝国に対抗してアラブ独立運動を指導してきた。イラク内には多様な民族・宗教の集団があり、特に北部のクルド人は独立を強く求めたが、その意見はイギリスの政策にほとんど反映されなかった。その結果、特に1920年から1922年にかけて多くの内乱が起きたが、イギリスによって鎮圧された。

1927年、キルクーク近郊で大規模な油田が発見されたことにより、イラク経済は改善された。ハーシム王家とスニ派指導者は中央集権化を進め、1932年、イギリスの間接支配下ではあるが、イラク王国として正式に独立した。当時、クウェートはイギリスが統治していたが、ハーシム王家は「歴史的にクウェートはイラクに所属している」と主張した。1941年、4名の軍事指導者がラシッド・アリ・アル＝ガイラニを首相にすえ、完全な自治を求めてクーデターを起こした。利権を脅かされたイギリスは英印軍とヨルダンのアラブ軍戦力を指揮してイラクに侵攻し、再びハーシム王家の政権を確立した。

1945年、イラクは国際連合に加盟し、アラブ連盟の設立メンバーとなった。同じ年、ムスタファ・バルザーニが指導するクルド人が自治を求め反乱をおこしたが、失敗し、バルザーニの一族はソビエト連邦に逃れた。1948年、イラクなどアラブ5か国は新しく建国されたイスラエルを承認せず、第1次中東戦争が勃発した。戦争は1949年5月まで続いたが、このときの停戦協定にイラクは署名していない。

戦争によってイラク経済は悪化した。1956年、ソ連に対抗することを目的に中央条約機構が発足した。機構本部はバグダッドに設置され、イラク、トルコ、イラン、パキスタン、アメリカ、イギリスが参加した。エジプトのガマル・アブドゥン＝ナーセル大統領は、アラブにイギリスの勢力が残ることを嫌って機構に反対し、イラク君主の正当性にも懐疑を唱え始めた。1958年2月、エジプトとシリアが同盟を結んだことに対抗して、イラクとヨルダンとは、ハーシム家君主による同盟を提起した。イラクは、この同盟にクウェートの参加を望んだが、クウェートの独立を認めないイギリスと対立することになり、結果としてイラク君主は後ろ盾を失った。

(2) イラク共和国

ナーセル大統領に感化され、アブデル・カリム・カセム准将とアブデル・サラム・アリフ大佐が率いる自由将校団がクーデターを起こし、1958年7月14日、ハーシム君主制は終焉した。君主ファイサル2世と摂政アブドゥル=イラーフは処刑された。

新政府はイラクを共和制とし、中央条約機構からは脱退した。この後、カセム首相はエジプトと距離を置いたため、親エジプト派と対立した。親エジプト派の抵抗を抑えるために、カセム首相はソ連に亡命中のクルド人指導者バルザーニの帰国を許可し、更に、親エジプトのアリフを罷免し投獄した。

1961年、イギリスはクウェートを独立させた。イラクはクウェートの支配権を主張したが、イギリスはこれに反発してクウェートに軍を派遣した。1963年2月、クウェート支配を主張するカセム首相は暗殺され、代わりにバース党が軍事政権を作った。1963年10月になって、イラクはクウェートの自治を承認した。

バース党が政権を作った9か月後、アブデル・サラム・アリフ大統領は、政権内部のクーデターにより、バース党を駆逐した。1966年、アリフ大統領はヘリコプター事故で死亡し、彼の兄アブドル・ラーマン・アーレフが大統領となった。

1968年7月17日、バース党が巻き直しの無血クーデターに成功した。アハムド・ハッサン・バクル將軍は大統領となるとともに、イラクの最高意思決定機関である革命指導評議会(RCC)の議長となった。

1968年の革命後、イラク経済は急速に回復した。革命前は歳出の約90%を軍事費に投入していたが、バース党政権は農業と産業を優先した。採油はイギリスのイラク石油会社が独占していたが、新たにフランスの石油会社ERAPも採油権を得た。この後、イラク石油会社は国営化される。

バルザーニが指導するクルド人の内乱は、1961年以来続いていた。バース党のサッダーム・フセインが対策の責を負い、1970年、クルド人とイラク政府は政治的に和解した。

1970年代になっても、イラクとクウェートとの境界紛争が多くの問題を引き起こした。更に、イランがホルムズ海峡の諸島を支配していることが、イラクにとって脅威となっていた。イランとイラクの境界紛争について1975年5月6日にアルジェの合意が結ばれたが、この和解は一時的だった。

1972年、イラクの代表団がモスクワを訪問した。同年、アメリカとの国交が復活した。この時期は、ヨルダン、シリアとの関係も良好だった。1973年の第4次中東戦争において、イラク軍はイスラエル軍に対抗して参戦した。

(3) サダム政権

1979年、バクル大統領が辞任し、サッダーム・フセインが大統領と革命指導評議会(RCC)議長の座を譲り受けた。イランとイラクとの国境をめぐり、1980年から1988年にかけてイラン・イラク戦争が勃発した。イラク政府は、ヨーロッパ、アメリカ、ソ連、中国などほとんどの国から支援を受けた。ただし、この戦争中にイラクは化学兵器を使用し、国際社会から大きな批判を浴びた。戦争により、イラクはペルシャ湾周辺の中では軍事大国となったが、一方で、国家財政は悪化した。

第1編 イラク人道復興支援行動史

(4) 湾岸戦争

イラクとクウェートとの間では、国境をめぐる対立が続いていた。イラクは、クウェートが石油の採掘のために国境を侵犯していると主張していた。アメリカやアラブ諸国の仲介により対話の努力が続いていたが、1990年8月2日、イラクはクウェートに侵攻し、8月8日にはクウェートをイラクの第19番目の州として併合すると宣言した。

イラクによる侵攻後、国際連合とアラブ連盟はただちにイラクを非難し、ほとんどの貿易を停止する経済封鎖を行った。1990年11月、国際連合は、1991年1月15日を撤退期限として「対イラク武力行使容認決議」を決議した。

1991年1月17日、28か国の連合軍がバグダッドに進軍を開始した（砂漠の嵐作戦）。6週間の戦闘により、イラクは敗戦した。1万4千トンの空爆が行われ、10万人以上のイラク兵と数万人のイラク市民が死亡したといわれる。1991年2月28日、アメリカは停戦を宣言し、同年4月にイラクと国際連合とは正式に停戦合意を結んだ。

(5) イラク戦争

湾岸戦争の際にイラクが受諾した国連決議687により、イラクは大量破壊兵器の放棄を義務付けられた。これを確認するため、国連査察団が送られたが、イラクは査察に非協力的とされ、大量破壊兵器を保有しているとの疑いが持たれた。

2001年9月11日、アメリカで同時多発テロ事件が発生した。これをきっかけに、アメリカ政府は対テロ戦争を宣言し、まずはイスラム原理主義のタリバンを排除するためにアフガニスタンに侵攻した。続いて、2003年3月19日、国連決議に反して大量破壊兵器を保有しているとの疑いで、アメリカとイギリスの連合軍はイラクに対しての開戦を宣言した（イラク戦争）。

米英連合軍は、バグダッドを含む主要都市を短期間で占領し、2003年5月1日、「戦争終結宣言」を発して、形式的にはイラクへの攻撃を終了した。イラクは、アメリカ国防総省人道復興支援室及び連合国暫定当局（CPA）の統治下に入って復興が行われることになった。しかし実際には、イラクには武装勢力が残り、戦闘状態やテロはこの後も続いた。

4 政治（フセイン時代の政治機構）

（1）元 首

大統領。サダム・フセイン。革命指導評議会（RCC）が候補者を指名し議会が承認。18歳以上の有権者による国民投票で信任する。サダム・フセイン大統領は革命指導評議会議長、軍最高司令官、バース党地域指導部書記長を兼務し全権を掌握。

（2）革命指導評議会（RCC）

国権の最高決定機関。8人で構成。空席が生じた場合は過半数の賛成で新メンバーを承認、解任には3分の2の賛成が必要。任期は定まっていない。

（3）議 会

国会は大統領及びRCCの下位に属し、軍事、治安関連事項については立法権がない。1996年3月の総選挙による議席数は、バース党160、無所属60。北部クルド地区3州選出の30議席については選挙をせず大統領が直接任命。クルド自治区では1980年9月クルド立法議会が発足。50議席、任期3年。

（4）内 政

ア 国家形態

共和制であるが、少数スンニ派フセイン大統領による事実上の独裁体制（国権の最高意思決定機関の革命指導評議会が政権を掌握）

イ 権力を維持するための国家中枢基盤

（ア）バース党の創設

組織は共産党（レーニン党）をモデル。思想的創設者アフラクは、独のファシストを参考とし、ナショナリズムと社会主義の統合を理想とした。反共産主義、レーニン主義に沿って組織化。バース党は、1968年、第3次中東戦争後、政権を奪取した第一党。民族、宗派を超えて全国に党の組織網を構成し国家を支配した。しかしながら湾岸戦争以降、国連経済制裁で苦境に直面しながらも存続し、特にバース党中心の支配体制からフセインの同郷集団、親族集団を核とした個人支配に変化した。

（イ）軍の掌握

軍人事の主要ポストを血縁、親族、出身部族者で固め権力を完全に掌握していた。

（ウ）スローガン

- ・アラブの統一（一つのアラブ）
- ・外国支配からの自由
- ・社会主義

上記三つのスローガンからアラブ至上主義を掲げているが、その実態は秘密裏に組織化された政治結社の性格が強かった。

（エ）フセインの統治施策

a フセイン自身の願望（英雄的思考）

ユダヤ王国を征服した新バビロニア王ネブカドネザル及び第3次十字軍を打破し、エルサレムを奪還したアラブの英雄アイユーブ朝サラディンと自己同一化。

第1編 イラク人道復興支援行動史

b フセイン統治の特徴

- ・国民議会の設置（クルドには自治立法評議会及び執行委員会を設置）
- ・大統領のカリスマ性の確立（恐怖支配と個人崇拝を徹底するため、巧みにメディアを利用）
- ・部族意識と血縁・地縁集団の強化
- ・五つからなる治安組織の強化（相互に任務を競合させ漏れを防止するとともに、互いに行動を監視させた。）
- ・能力主義の導入、ただし政治的野望を持った軍人の粛正、頻繁な高級将校人事異動
- ・各種組織におけるバース党党员による政治指導の徹底
- ・特定人物への権力の集中防止

(5) 政 党

ア バース党（アラブ・バース党）

1947年ダマスカスで創設された汎アラブ社会主義政党。アラブ全体の運動を横断的にまとめる「民族指導部」と、国別の支部にあたる「地域指導部」がある。シリアのバース党と対立。党员は約10万人。

イ 国民進歩戦線

1973年7月、バース党とイラク共産党が統一戦線組織として結成。共産党は1979年3月に非合法化組織に指定。

(6) 反体制組織

- ・イラク国民会議（INC）
- ・クルド民主党（KDP）
- ・クルド愛国同盟（PUK）
- ・少数派クルド族
- ・イラク国民合意（INA）
- ・立憲君主運動（CMM）
- ・イラク・イスラム革命最高評議会（SCIRI）
- ・イラク／トルクメン戦線（ITF）
- ・ダアワ党（IDP）
- ・イラク共産党

5 交通・通信

(1) 交 通

ア 道路状況

(ア) イラクの道路は、機能上、高速道路、国道、主要道路、その他の道路及び連絡道路に分類される。

(イ) 道路の総延長は、1996年現在、4万5,550キロメートルと推定される。

(ウ) 道路の舗装状況は、舗装道路が3万8,400キロメートル及び未舗装（土・砂利）道路が7,150キロメートルと推定される。

(エ) 舗装道路のうち、約4,000キロメートルが1950年以後に建設された新舗装道路で、大半が2車線、車道幅6.8メートルから7.3メートル、路肩2.

第1章 総説

5メートルから3メートルの道路である。それ以外の舗装道路は、第2次世界大戦以前に建設、舗装された旧舗装道路のため、老朽化が著しい。更に、土・砂利道路は、非常に劣悪な状態にあり、かつ、雨季には通過不可能となる道路もある。

(オ) イラク南部地域的高速道路、幹線道路及び主要な道路は舗装されており、最低2車線の道路幅を有している。幹線道路及び主要な道路は、シャット・アル・アラブ川、チグリス川及びユーフラテス川沿いに延びており、それら河川、灌漑用水路等のため、橋りょうは、他の地域に比べて多い。

イ 道路網

(ア) イラクの道路網は、バグダッドを中心に各地の行政上の中心地及び人口集中地域へ放射状に延びる形で形成されている。

(イ) イラク南部地域の道路

イラク南部地域においては、バスラを中心に道路が放射状に発達しており、幹線道路としては、ファーウからバスラ、アマラ及びクートを經由しバグダッドに至る国道6号線、ナシリヤからクートへ至る国道7号線及びナシリアからサマワ、ディワーニヤ及びヒラーを經由しバグダッドへ至る国道8号線がある。また、クウェート国境からバグダッドまでの高速道路1号線があるが、そのうち開通しているのは、クウェート国境からナシリヤ近郊及びディワーニヤからバグダッド間のみである。

イラク南部地域道路網図

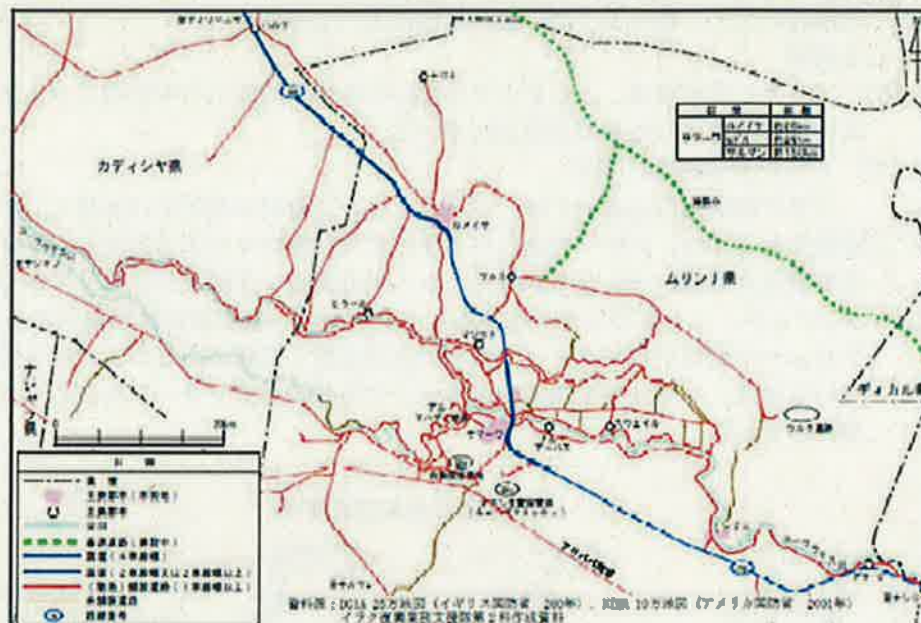


第1編 イラク人道復興支援行動史

(ウ) サマーワ周辺の道路

サマーワがあるムサンナ県の県内幹線道路の総延長は約950キロメートルで、そのうち約500キロメートルが未舗装道路である。県内の道路は、1990年代から新規建設及び大規模補修がなされていない。

サマーワ周辺道路網図



ウ 鉄 道

(ア) 路線の概要

イラクの鉄道は、1988年までに、メートル軌間（狭軌）の路線が、全て標準軌に改軌道された。イラク戦争前の国内の路線は、ペルシャ湾岸のウムカスルからバスラ、ナシリア、サマーワを経由して、バグダッドに至る路線と、バグダッドからハディーサを経由して、シリア国境沿いのフサイバに至る路線及びハディーサからバイジを経由してキルクークへ至る路線があった。また、国際接続路線は、バグダッドからバイジ及びモスルを経由して、シリアのアレッポに至る路線があった。更に、ハディーサからアカサトへ至る路線が建設中であった。路線延長は2,603キロメートル、全線非電化で、軌道は1,435ミリメートルの標準軌である。

イラク鉄道網図



(イ) 鉄道輸送

イラクの鉄道輸送量は、1991年の湾岸戦争と、その後の国際連合安全保障理事会による経済制裁により、戦争直後は、多大の影響を受けている。

旅客・貨物輸送の推移

年	1999	2000
1. 旅客量 (百万人)	1.27	1.0
2. 旅客輸送量 (百万人キロ)	499.6	379.1
3. 貨物量 (百万トン)	2.7	3.16
4. 貨物輸送量 (百万トンキロ)	830.2	872.2

資料源: Jane's World Railways 2002-2003 (Jane's Information Group 2002)

第1編 イラク人道復興支援行動史

エ 港 湾

イラクは、湾岸戦争後の10年以上にわたる国連の経済制裁により、貿易は極端に制限され、この間、港湾機能は縮小を余儀なくされた。港湾の機能回復、改善が高い潜在能力を有するイラクの経済発展に欠かせない。最大のウムカスル港を始め、コールズベール港、バスラ（マキル）港などの主要港湾の復旧がイラクの本格的な復興のため不可欠である。

イラク港湾位置図

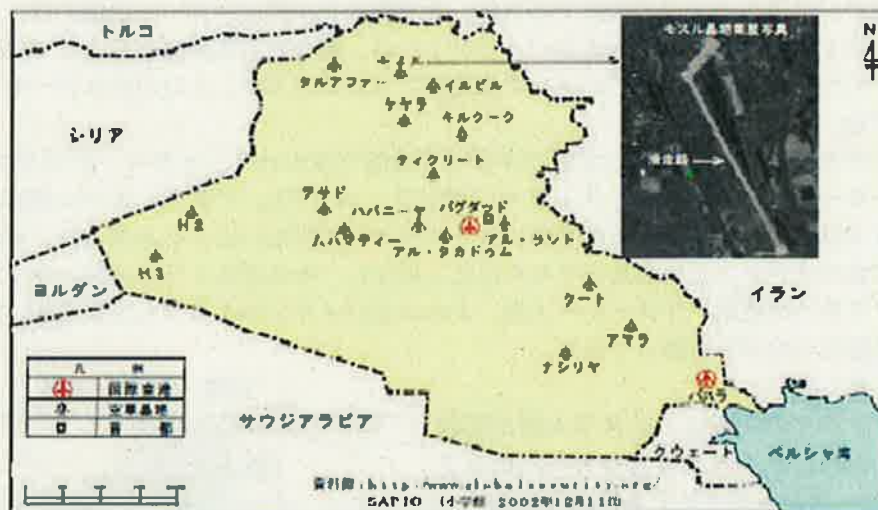


才 空 港

イラクは、バグダッド国際空港（軍民共用）、バスラ国際空港（軍民共用及びモスル空港（軍用）の3空港で民間航空機を運航させていた。また、この他に15の空軍基地があった。

サマーワには空港及び飛行場がないため、サマーワへの航空貨物は約80キロメートル離れたナシリアのタリル飛行場に届けられ、同飛行場からサマーワへ陸送された。

空港・基地分布図



(2) 通 信

ア 伝送路の設備状況（フセイン政権時）

イラク国内の基幹伝送路は、マイクロ波方式であり、バグダッドと主要都市間及び隣接国とを結んでいた。また、既設の裸搬回線に代わり、同軸ケーブル網の建設も進められていた。

イ 衛星通信施設（フセイン政権時）

衛星地球局は、インテルサット系地球局が、バグダッドの北方約50キロメートルのドウジャイルに所在し、運用中の衛星が1施設と待機中の衛星が2施設所在した。その他、同所に、インターサプトニク（ロシアを中心とする東欧諸国18カ国の衛星通信国際機構）衛星が1施設所在した。

第1編 イラク人道復興支援行動史

6 社会

(1) 人口特性

イラクの人口は、約2,537万人(2004年米政府推計)で、人口密度は1平方キロメートル当たり52人である。

年人口増加率は2.74パーセントで、平均寿命は男性67.1歳、女性69.5歳となっている。

(2) 民族

イラクは、住民の大半をアラブ人(75パーセントから80パーセント)が占める西アジア最大のアラブ国家であるが、北東部のクルディスタン山地には、クルド人(約15パーセントから20パーセント)が、第2の民族集団を形成しているほか、アゼルバイジャン人、アルメニア人及びアッシリア人が、人口の約5パーセント存在する。

アラブ・シーア派は、主にバグダッド以南(カルバラ、ヒラー、ナジャフ、ディーワーニャ、サマーワ、ナシリヤ、アマラ、バスラ)、アラブ・スンニ派は、バグダッド以北モスル以南のチグリス、ユーフラテス両川沿いに、クルド人は、バグダッド以北のチグリス川以東及びモスル以北に居住し、それぞれイラン南部、シリアのユーフラテス川流域アラブ・シーア派、トルコ及びイランのクルド人と社会的、経済的に密接なつながりを持っている。

(3) 宗教

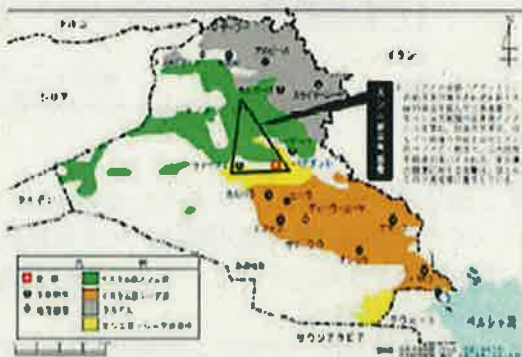
イラクの宗教は、イスラム教が国教とされ、クルド人を含む人口の約97パーセントがイスラム教徒である。

その他としては、キリスト教及びその他が約3パーセントとなっている。

イラクは、アラブ諸国では唯一、シーア派が多数派(約60から65パーセント)を占める国である。スンニ派は少数派(約32パーセントから37パーセント)であるが、スンニ派の過半はクルド人のため、アラブ系のスンニ派となると、更に少なく、人口の約15パーセントとなっている。

思想傾向としては、スンニ派が現実主義的・漸進主義的であるのに対して、シーア派は理想主義的・急進主義的となっている。なお、イラクには、ナジャフ、カルバラ、サマーワなどシーア派の聖地がある。

民族・宗教分布図



第2節 国際社会の対応

1 湾岸戦争

1990年8月イラクはクウェートに侵攻した。この侵攻の直後から国際社会は国連を中心としてこれに対応し、安保理決議第678号によりすべての必要な手段をとることを認められた加盟国によって構成された多国籍軍によって、1991年1月から2月にかけての湾岸戦争においてイラクはクウェートから撤退させられることとなった。

湾岸戦争における組織的な戦闘行動は2月28日に停止したが、正式な停戦は、4月3日に採択された安保理決議第678号をイラクが受諾することで発効した。安保理決議第678号は国際的な監視の下、イラクが保有しているとみられる大量破壊兵器、射程150km以上の弾道ミサイルを廃棄することなどを定め、これをイラクが無条件に受け入れることを停戦の条件としていた。

2 国際原子力機関（IAEA）による査察

イラクの安保理決議第678号受け入れにより、国連特別委員会（UNSCOM）及び国際原子力機関（IAEA）による査察が実施されることとなったが、イラクは、大量破壊兵器などについて不完全な報告書を提出したり、査察団の活動の妨害、査察官に対する威嚇を行うなどし、1998年にはすべての査察活動への協力停止を表明、これを受けて査察官が同国を退去するまでの約8年間にわたって、安保理決議に基づく査察活動に対する妨害を繰り返した。査察官が退去した1998年12月以降約4年間にわたりイラクは完全に査察に対する協力を拒否し、イラクの大量破壊兵器は国際社会の監視が届かないところとなった。この間、米英軍によるバグダッド空爆などが実施される一方、「食料と石油の交換」プログラムなどにより経済制裁下においても民生品の輸入を可能としたり、より中立的な査察組織を設置するなど、国際社会はイラクに対する柔軟な姿勢もみせた。しかし、イラクは、湾岸戦争から2002年に至るまで、少なくとも16の安保理決議に反して大量破壊兵器の査察を拒み続けた。

2002年11月8日に国連安保理は、イラクに対し即時、無条件、無制限の査察受け入れを要求し、義務履行の最後の機会を与え、イラクによる更なる決議違反は深刻な結果に直面することとなるとする安保理決議第1441号を採択した。イラクはこれを受け入れたので、同月末より国連監視検証査察委員会（UNMOVIC）とIAEAは査察活動を再開した。イラクは、査察箇所に対する立入りなどについては妨害しないなど、手続き面で協力する態度はみせたが、過去の大量破壊兵器計画についての疑惑に関する新たな情報をほとんど提供しないなど、実質面での協力は不十分なものであった。

第1編 イラク人道復興支援行動史

3 対イラク軍事作戦

(1) 作戦の開始

米国は、外交努力を続けることと並行して周辺地域へ兵力を展開し、これは、イラクをして査察に協力させるための圧力となった。一方、イラクが大量破壊兵器の査察に積極的に協力しないため、新たな国連決議の採択への動きなどぎりぎりの外交努力が関係各国の間で続けられた。しかし、安保理による交渉が難航し、最終的な意見の一致が期待できない一方で、米英などはイラクの大量破壊兵器が国際社会の平和と安全に与えている脅威をこれ以上放置できないとし、これを取り除くため、イラクの政権指導部に対する48時間の猶予を与える最後通告の後、2002年3月20日から軍事行動を開始した。

3月20日午前5時30分（現地時間）ごろ、トマホーク巡航ミサイルやステルス爆撃機から発射された精密誘導兵器などにより、事前に収集された詳細な情報に基づいて、フセイン大統領らイラク指導者のごく一部を狙った限定的な空爆が開始された。イラク南部においては空爆と同じ日に、クウェート北部からイラクへの地上作戦も開始された。英軍が主にイラク南部のバスラを中心とする地域の攻略に当たる一方、米軍は首都バグダッドを目標に、イラク南部の砂漠地帯を2方向から進撃した。イラク北部では米軍などにより、イラク軍陣地やイスラム過激派アンサール・アル・イスラムの拠点に対する空爆が行われた。

(2) 作戦の終了

米軍は、4月3日にはバグダッド南西約20kmにあるサダム国際空港に達し、翌日には空港をほぼ制圧、5日には一部部隊がバグダッド市内に侵攻した。その後、バグダッド市内において大規模で頑強な抵抗がみられず、事前に予想された激しい市街地戦が行われることもなく、8日を最後にフセイン政権首脳部は姿を消し、バグダッドは陥落した。こうしてフセイン政権は統治能力を失うとともに市内の秩序は崩壊し、各所で群衆による略奪が相次いだ。また、これに先立ってイラク第2の都市で南部の要衝であるバスラは英軍により制圧され、イラクの首都と南部は米軍などの支配下に収められた。米軍によるバグダッドの制圧に続いて、クルド人武装勢力と連携した米軍は北部戦線で攻勢を強化し、北部油田地帯の戦略的要衝を次々と制圧した。14日には、米軍はフセイン大統領の出身地であり、フセイン政権支持勢力の最後の砦となるとみられていたバグダッド北方約170kmのティクリートを制圧し、イラクのほぼ全城を制圧した。5月1日には、ブッシュ大統領が米国に帰投中の空母エイブラム・リンカーン上における演説の中で、「イラクにおける主要な軍事作戦は終了した。」と宣言した。

2003年5月22日、国連安保理決議1483号により占領軍として特別の権限が認められた。

4 各国の派遣状況（日本以外26か国）

国名	派遣人員数等
米 国	約13万5,000人
英 国	約8,700人、湾岸地域
韓 国	約3,600人、建設、医療支援団、アルビル
イタリア	約3,100人、ナシリア
ポーランド	約1,700人、治安維持、復興支援、中南部
ウクライナ	約1,450人、治安維持等、ワシト
グルジア	約900人、治安維持、バグダッド等
ルーマニア	約730人、治安維持等、ヒッラ、ナシリア等
デンマーク	約500人、地雷処理、警察支援等、バスラ
ブルガリア	約450人、治安維持、カルバラ
エル・サルバドル	約380人、治安維持、人道支援、ナジャフ
オーストラリア	約920人、治安維持等
モンゴル	約180人、ポーランド師団下で警備活動
アゼルバイジャン	約150人、治安維持、カルバラ
フィジー	約150人
ラトビア	約120人、巡察、警護、治安維持等
チェコ	約110人、憲兵による警察支援活動
リトアニア	約120人、巡察、治安維持等
スロバキア	約100人、地雷処理等、ヒッラ
アルバニア	約70人、治安維持等、モスル
エストニア	約60人、巡察、輸送支援等、バグダッド
アルメニア	約50人
マケドニア	約30人、司令部活動等、バグダッド近郊
カザフスタン	約30人、工兵による爆発物処理等
ノルウェー	約10人、司令部要員のみ
シンガポール	艦船（LST）による支援

資料源：globalsecurity.org、各紙（2005.3.15）

第1編 イラク人道復興支援行動史

展開状況



第3節 我が国の対応

イラクにおける主要な戦闘は終結し、国際社会として、イラク国民による国家再建を目指した自主的な努力を支援するため、2003年5月22日、安保理決議第1483号が採択され、国連加盟国にイラク支援のための取組が要請されることとなった。

我が国は、同決議を踏まえ、国際協調の下、我が国の国益にとって非常に重要であるイラクを含む中東地域の安定の確保のため、我が国にふさわしいイラク復興支援などへの取組を行うことは当然であるとの観点から、現行法で実施可能なものを着実に実施するとともに、更なる協力について幅広い見地から検討を行った。

一方、イラク国内は、電力、通信(電話)、塵芥収集、下水処理、燃料供給などのライフラインの機能が十分機能していない上、医療(病院)・教育(学校)などの行政インフラが未だ不十分であり、人道面や生活インフラの面で厳しい環境にあった。また、治安上については改善の方向に向かっているが、未だ安定していなかった。各国軍隊への期待は、輸送、補給など様々なものがあるが、このような環境下において効果的な活動を遂行できる自己完結性を備えた自衛隊の能力を活用することが必要であり、また、文民による活動の必要性もあると考えられた。

政府は、このような状況や、安保理決議第1483号を踏まえ、イラクの復興などに對し、我が国にふさわしい貢献として、自衛隊と文民による人道復興支援などのための活動を行うことが必要との結論に至り、2003年6月13日、このための法案として「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法(イラク人道復興支援特措法)案」を通常国会に提出した。同法案は、7月4日、衆議院を通過、7月26日には参議院で可決、成立した。

これを受け、同年12月以降、自衛隊は順次部隊を現地に派遣し、外務省と連携しながら、医療、給水、公共施設の復旧・整備、人道復興関連物資などの輸送(人道復興支援活動)を中心とした活動を行った。また、これに支障を及ぼさない範囲で、諸外国が行うイラクの国内の安全と安定を回復する活動の支援(安全確保支援活動)も行った。

また、政府は、世界食糧計画(WFP)より、イラク周辺国などにおいて自衛隊機による輸送協力が得られれば、関係国際機関などの活動のための人道救援物資の輸送が一層効果的になる、との要望があったことなどを踏まえ、7月4日、国際平和協力法に基づくイラク被災民救援国際平和協力業務を行うことを閣議決定した。

第1編 イラク人道復興支援行動史

第4節 イラク復興支援活動の特性

1 全 般

(1) 国際連合の統括外での活動

ア 独自で支援活動の枠組み構成

イ コアリション・フォースとの連携しての活動

イラクの戦後復興における陸自の役割は、あくまで人道復興支援であり、コアリション・フォースの一員としての地位を有さないものであった。

しかしながら、陸自の活動が、コアリション・フォースの全般作戦に影響を及ぼす事を考慮して、綿密な調整をする必要があった。

(2) 不慣れな環境下での活動

ア アラブ社会

イ 酷暑の砂漠地帯

2 任 務

(1) 自衛隊の部隊等による人道復興支援活動

自衛隊の部隊等による人道復興支援活動の種類及び内容は、次のとおりとし、活動の性格、態様等も考慮した安全対策を講じた上で、慎重かつ柔軟にこれらの活動を実施することとする。

(2) 医療（イラク人道復興支援特措法第3条第2項第1号に規定する活動）

病院の運営・維持管理について、イラク人医師等に対して助言・指導を行うとともに、状況に応じ、地域住民等の診療を実施する。

(3) 給水（イラク人道復興支援特措法第3条第2項第5号に規定する活動）

河川等の水を浄水し、生活用水の不足する地域の住民に配給する。

(4) 学校等の公共施設の復旧・整備（イラク人道復興支援特措法第3条第2項第3号に規定する活動）

学校、灌漑用水、道路等の公共施設の改修を実施する。

3 活 動（地域住民からの高い期待感と支援能力とのギャップ）

(1) 地域住民にとっては、1980年代に日本が実施したODAの強いイメージもあり、日本の高い経済力と技術力に対する期待感が極めて大きく、中・長期にわたり多くの雇用を創出することのできる大型プロジェクトを望む声が大きかった。

(2) 陸自の能力には限界があり、現地住民が望む規模のプロジェクトを行うことは不可能であった。一方、イラク派遣当時の治安情勢下において、ODAや民間企業による比較的規模の大きいプロジェクトを行うこともまた困難であった。

(3) 治安情勢の不安定な中における復興支援に際し民心を捉えるためには、目の前の問題に迅速に対処する短期的なプロジェクトを実施するとともに、他省庁との連携により中・長期的な復興のグランドデザインを確立することが重要であり、ひいてはこれが民心の獲得と相まって、治安の安定につながっていくものとなった。

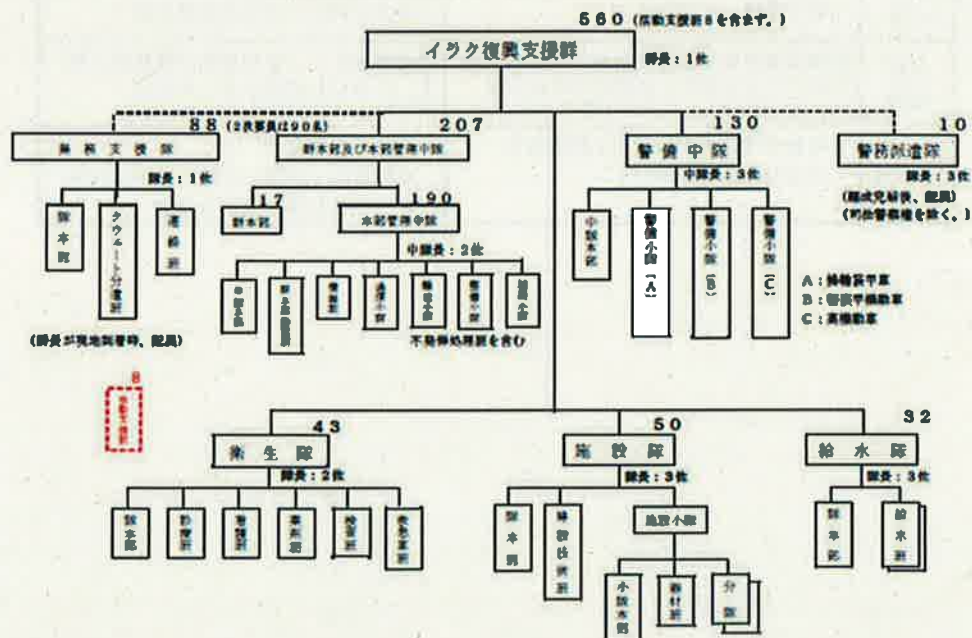
4 派遣期間

2年6か月、支援群を約3か月交代、業務支援隊を約6か月交代で派遣

5 編 成

- (1) 約600名の枠内で、支援群約500名、業務支援隊約100名を編成
編成管理官：支援群は方面総監、業務支援隊は陸幕長
- (2) 政策アドバイザー等として内局部員が参加
- (3) 業務支援隊第3次要員から施工管理のため施設庁技官2名が参加
- (4) 派遣部隊の成果報告等を受け、逐次編成の見直し実施

派遣部隊の編成（一例：#2次群）



6 装 备

- (1) 任務、気象等の特性に応じた装備（民生品を多数併用）
(2) 安全確保のための防護力強化処置

7 教育訓練

- (1) 約1週間の陸幕計画導入教育後、約6か月の国内準備訓練を実施
- (2) 第2次支援群以降、前派遣部隊からの教訓事項等を反映した準備訓練を実施

8 その他

- (1) 派遣大綱において、教訓業務計画を明確に示した初めての活動
(2) 外務省との連携（民事活動）

第1編 イラク人道復興支援行動史

9 過去のPKOとの比較

区 分		過去のPKO	イラク人道復興支援活動
活動の枠組み	法律上	・PKO協力法：恒久法 ・関係行政機関を総括する国際平和協力本部が存在 ・平和維持活動、国際救援活動、選挙監視活動	・イラク特措法：時限立法 ・協力関係のため、関係行政機関を総括する組織が不十分 ・人道復興支援活動、安全保障支援活動
	形態	国連の傘下での活動 （兵站支援基盤は国連が設定）	日本独自の活動 （兵站支援基盤を独自で設定）
活動内容		・国連が活動内容を決定 ・復旧支援	・自ら活動内容を決定 ・イラク国民への人道復興支援
治安情勢		紛争当事者同士の休戦合意、中立性が保たれている状況で、比較的治安は安定	砲弾等落下、IED事案が散発的に発生、PKOと比較すると不安定
その他		・気象条件に対する対応比較的容易 ・宗教的配慮比較的なし	・過酷な気象条件 砂漠地帯：砂塵（砂嵐）、高温乾燥 ・イスラム社会に対する配慮

第5節 陸自部隊のイラク人道復興支援特措法に基づく活動及び成果

1 医療活動

(1) 実施内容

- ア 派遣部隊の医官がサマーワ総合病院など4つの病院において実施
 - ・現地人医師などに対し診断方法、治療方針についての指導・助言
 - ・我が国から供与された医療器材の使用方法的指導・助言
- イ ムサンナ県の救急車搭乗員に対する技術指導
- ウ 医薬品倉庫における医薬品の管理に関する技術指導などの医療支援

(2) 実績

医療技術指導 277回

(3) 成果

- ア 基礎医療基盤の整備により、サマーワ母子病院における分娩直後の新生児の死亡率が、我が国の支援前に比べ約1/3に改善
- イ 救急医療能力が向上

2 給水活動

(1) 実施内容

浄水設備が2005年2月4日に設置されるまで、サマーワ宿営地において浄水及び給水車への配水を実施

(2) 実績

給水支援 合計53,758トン

(3) 成果

復興当初の水不足はおおむね解消

3 公共施設の復旧・整備活動

(1) 実施内容

- ア ムサンナ県内の学校の壁、床、電気配線などの補修
- イ 現地住民が使用する生活道路の整地、舗装
- ウ その他施設の補修
 - ・診療所施設
 - ・サマーワの養護施設、低所得者用住居
 - ・ワルカ浄水場、ルメイサ浄水場
 - ・ウルク遺跡、オリンピックスタジアムなどの文化施設

(2) 実績

公共施設の復旧・整備 133か所

(3) 成果

- ア ムサンナ県内の約1/3の学校設備が整い教育環境が改善
- イ 生活に密着した主要な道路の整備により、利便性が向上
- ウ ムサンナ県民の生活、文化に潤い感を供与

第1編 イラク人道復興支援行動史

4 現地雇用

(1) 実施内容

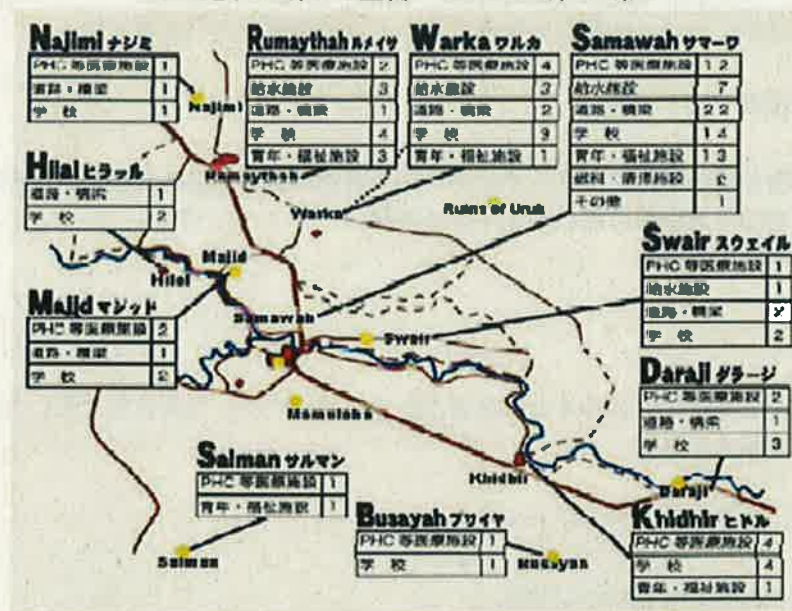
ア 公共施設の復旧・整備に現地企業を活用

イ 宿営地における通訳、ゴミ収集作業に現地住民を雇用

(2) 実績

延べ約48.8万人を雇用

公共施設の復旧・整備 133か所の内訳



第6節 海上・航空自衛隊の部隊による活動

1 海上自衛隊

海上自衛隊は、2004年2月20日以降、陸自派遣部隊の派遣開始時に陸自が使用する車両約70両などを、輸送艦「おおすみ」、護衛艦「むらさめ」の2隻の艦艇、人員約300名の派遣海上輸送部隊をもって、室蘭からクウェートまで海上輸送した。

2 航空自衛隊

航空自衛隊の部隊は、2003年12月26日以降、C-130H輸送機3機、人員約200名の派遣空輸隊を順次派遣して、2004年3月3日以降、陸自派遣部隊の補給物資のほか、医療器材など、我が国からの人道復興関連物資、関係国・関係機関が行っている人道復興関連の物資・人員などを空自C-130H輸送機により輸送した。

陸自部隊撤収後は、国連及び多国籍軍等のニーズに応えるべく活動を継続し、国連が活動するバグダッドやエルビルに対する空輸も含めて、国連及び多国籍軍への支援を実施している。

また、2004年4月、イラク国内において日本人を含む外国人の誘拐事件が多発する中、陸自派遣部隊の活動取材のためにサマーワに滞在する取材員の退避が外務省を通じて依頼されたのを受け、同月15日、陸自派遣部隊と連携して、報道関係の在留邦人10名を、C-130H輸送機をもって、タリル飛行場からクウェートまで輸送を行った。

第1編 イラク人道復興支援行動史

第2章 派遣準備

第1編 イラク人道復興支援行動史

第1節 全 般

1 陸上自衛隊の派遣構想決定に関する事実経緯

平成15年5月に訪米した小泉首相（当時）は、ブッシュ米大統領との日米首脳会談においてイラクへの日本の関与に関し「主体的に何をなすべきかを考え、積極的役割を果たす。」と発言した。その後、6月および9月に自衛官を含む政府調査団が派遣され、10月にイラク南部サマーワにおける給水、医療、建設・補修等の実施を検討することが概定された。この概定に基づき、11月に専門調査チーム(PDSS)による調査が実施され、その結果を得て12月9日に基本計画が閣議決定された。そして翌平成16年1月16日に陸上自衛隊先遣隊が出国したわけであるが、この間、7月26日にイラク人道復興支援特措法が成立し、9月に自民党総裁選、11月に衆議院総選挙が実施された。また、防衛庁は10月に庁内準備を開始し、基本計画決定を受けて本格準備に移行した。

2 派遣目的と目標の決定

派遣構想の基本となる派遣目的と活動目標（活動内容・地域）については、派遣目的を決定する政治と活動目標としての活動内容・地域を具体化する自衛隊との相互作用により逐次具体化していった。つまり当初、派遣目的には対米支援から復興支援までの幅があり、定まっていなかった中で、数次にわたる現地調査、情勢分析、政府と自衛隊間の調整等を通じて現地ニーズや実行の可能性を明らかにしていった。これによって活動内容や活動地域の検討から派遣目的が絞られていくというように、派遣目的および活動目標が相互に影響を及ぼし合いながら最終的に定まっていったのである。すなわち、派遣目的を人道復興支援とし、活動目標としての任務は医療・給水支援、施設の復旧・整備等の人道復興支援活動であり、活動地域はサマーワ地域ということが決定されたのである。ただし、日本国としては航空自衛隊の活動等も含めて、対米支援を切り捨てたわけではなかったといえる。

また、イラク特別措置法成立から基本計画決定までに4ヶ月余を要したわけであるが、この間に自民党総裁選、総選挙等の政治日程があったことも少なからず影響した。なお、陸上自衛隊の派遣準備には、庁内準備を含め3ヶ月以上を要した。

3 教訓事項

- (1) 派遣目的と活動目標である任務および活動地域は、相互に作用しつつ確定される。
- (2) 目的と目標が確定されていく過程において、現地調査等に専門的識能を有する自衛官の参加が必要であり、自衛隊側が支援ニーズを見極め、実行の可能性、部隊の重さ等を政治サイドが理解できるように、軍事的側面から政治を補佐することが重要である。
- (3) 派遣準備の概成には、庁内準備を含め約3ヶ月以上の期間が必要であった。しかしながら、派遣は政治が決定するものであり、それは各種の政治的要因によって遅くなる場合もあるが、派遣決定後は速やかな部隊の派遣が期待されることから、派遣決定に伴って速やかに部隊を派遣できる態勢を整備することが重要である。

第2節 陸幕の準備した活動基盤及び教訓・提言

1 人事—人事・留守業務(家族支援)

(1) 陸幕の準備した活動基盤

ア 全般

過去の国際平和協力と比較した場合、イラクの事態は予断を許さない状況であったため、米軍及び他国の事例を参考に自衛隊独自の対応要領、特に家族支援態勢を確立した。

また、イラクにおける活動は、予断を許さない状況であることのみならず、その任務は複雑であり、また事案等発生は、外交、政治に与える影響が大きいことから、要員選定を慎重に行って、部隊を編成・派遣した。

更に、イラクでの活動は、従来の国際平和協力活動と比較した場合、不測事態等が予想されるものであり(実際に派遣間、邦人の誘拐・殺人事案、迫撃砲等着弾事案等あり)、隊員が自由に外出し生活必需品等を購入することができない等隊員の不満が蓄積されることから、隊員の厚生等の充実を図る必要性があった。が、しかしこれまでの国際平和協力活動においては、共済経費による現地調達や枠組みがなかったため現地調達できなかった。また、戦力回復は、派遣の都度検討する枠組みとなっていた。

イ イラク派遣以前の人事業務(15.4以前)

(ア) 補 任

陸上自衛隊は、イラク派遣以前の国際平和協力活動等に所要の要員を派遣する等、今後の国際平和協力活動に有用な人材(柔軟な状況判断能力、外交交渉能力、省庁間調整能力、語学能力等)を育成していた。

(イ) 派遣間の隊員の処遇

共済組合による売店は過去に実績がなく、派遣部隊自らが日本で必要な品を購入し、現地に搬入して売店活動を実施していた。

戦力回復は、従来、原則その派遣国で実施していた。(派遣国外に行く隊員は自己計画・航空賃は自己負担であった)

(ウ) 留守業務

留守業務は、イラク派遣以前から、国際平和協力活動(ゴラン、東ティモール)において実施しており、今回は陸幕厚生課に留守業務センター(センター長は厚生班長兼務、陸幕定外勤3)、当該方面隊に方面留守業務センターを設置して、主に派遣隊員と留守家族との間の連絡業務を行った。

ウ イラク派遣の準備(15.4～8)

留守業務は、米軍のFamily Support Programを参考にし、これまでより範囲を拡大した「家族支援」という概念に整理した。そして、TV電話、衛星電話、メール等の整備を検討した。(※留守業務：留守家族と隊員間の手紙、慰問品等の郵送、家族に対する新聞の発行等従来実施してきた業務、家族支援：上記概念に隊員の安否情報を家族に対して提供することを追加(注：当時はあくまで派遣隊員の留守家族に限定されたものであった))

第1編 イラク人道復興支援行動史

エ 不測事態の通知要領の確立と事前予行 (15. 10～11)

不測事態等における通知要領は、各方面隊における通知者を連群長等の部隊長とし、陸幕厚生課、広報室等が支援することとした。

この際、通知を受ける者(家族側)を事前に確定し、居所を掌握するため、従来の留守家族名簿では、連絡先が1カ所であったのを、正副2カ所の留守家族の居所を掌握することとした。

不測事態の通知について、方面、陸幕更には庁で訓練を実施した。

オ 業務支援隊要員の選定 (15. 10下旬)

陸幕は、主として業務支援隊の主要な要員(隊長、第1科厚生、第2科情報、第3科全般統制・対外調整係長、第4科兵站、広報官(総括)、法務(監察)、クウェート分遣班長、分遣班訓練)を選考し、これと並行して方面隊は、支援群の要員を選考した。

(2) 教訓

ア 不測事態等対処に関する教訓

(ア) 家族支援

a 従来の「留守業務」から「家族支援」に拡張して業務を遂行

派遣前、家族説明会を実施することにより、家族の不安を除去するとともに、派遣間に不測事態等が発生した場合、マスコミから家族に報道される前に、部隊から家族に通知できるように、3時間以内という目標を確立して、家族に対して連絡できるよう情報提供態勢を確立した。

b 地方協力本部による対象要領の確立

家族支援において、何かあった場合、地方協力本部がどの様に対処するのか教育が欠けている。マニュアルみたいなものを作成し、地本による対処要領を確立する必要がある。

(イ) 死亡等発生時の処遇改善

賞じゅつ金は、通常6000万円(警察・消防は9000万円)のところ、イラク復興支援活動においては、最高授与額を9000万円とすることができた。

イ 要員選考に関する教訓

(ア) 要員選考時期の調整

今回の派遣の要員選考においては、健康診断等の所要も含めて、おおむね4～6週間の期間を要した。選考には一定の期間を必要とすることから、要員選考の準拠となる準備通達の発簡時期、要員選考の期限となる準備訓練の開始時期との調整が重要である。

(イ) 国際活動等の経験を考慮した選考

国際活動等の経験、国際活動特技の取得等を考慮した要員選考により、活動における人的基盤を確立することが重要である。

(ウ) 部隊長等中核要員の先行的配置

派遣部隊の部隊長等の中核要員候補者については、支援群を編成する方面隊の要望に基づき、派遣前の適切な時期に当該方面隊に補職し、支援群の人的基盤を確立した。陸幕としては、当該方面隊の人的特性に応じ、先行的に補任上の処置

第2章 派遣準備

を実施することが重要である。

ウ 派遣中の隊員の処遇に関する教訓

共済組合による売店の運営は、今回の派遣において初めての施策であった。特に、カードシステムは、現地で現金の持ち合わせのない隊員にとって画期的なシステムであった。しかし、その運営は、必ずしも隊員のニーズを満たすものではなくその運営要領に関して、今後検討する必要がある。

【(一例)日本のタバコは、隊員に人気があったが、店頭に並ぶとすぐに売り切れ、品不足の状態が続いた。逆に、シャンプーは、風呂場に備え付けられていたので、隊員が購入する必要がなく、常に棚に並んだ状態であった。】

【米軍の基地の売店は品揃えが豊富で、米軍基地の売店に行くのが、非常に楽しかった、との当時の派遣隊員の証言あり。】

(3) 提言

ア 補任に関する提言

(ア) 今後予想される国際活動等に適切に対応するため、所要の要員に国際平和協力活動への参加等の必要な経験を付与し、陸上自衛隊として任務を遂行しうる態勢を保持しておくことが重要である。

(イ) 要員選考においては中央即応集団が新編されたことを踏まえ、陸上幕僚監部、中央即応集団司令部及び隷下部隊、実動の主体となる方面隊の間で、それぞれの組織の特性を踏まえ、適切に要員を選考することが必要である。

(ウ) 帰国後の隊員の管理

過酷な国際任務を経験した隊員の一部は、極度の精神的ストレスを抱えていることが予想される。帰国後の経過観察により異常を認めた場合は、精神的ストレスを回復できるようなポストに配置する等の処置が必要である。

イ 家族支援に関する提言

「家族の意識改革」醸成措置

※ 軍事組織においては、隊員は「身の危険を顧みず」任務を達成することが求められ、家族にもその覚悟は求められるが、現実にはそうではない面があった。

例えば、イラク派遣を地連の担当員から始めて聞かされてうろたえた両親や被通報者の居所を明確にしない家族があった。留守業務はサービス業務であるが、家族支援は、必ず実施しなければならない部分が存在する。自衛隊がやや曖昧にしてきた「家族の意識改革」醸成措置を行うべきである。

ウ 死亡等発生時の処遇に関する提言

賞じゅつ金の増加の要求の継続、負傷者叙勲の設定

※ 瀕死の重傷等を負った者に対し叙勲基準はなく、設定する必要がある。

エ 派遣中の隊員の処遇に関する提言

(ア) 各種売店の形態の検討

共済組合直営型の問題点の改善、共済組合委託型で運営できる方策の検討、現地調達による自主売店型で運営できる方策の検討

(イ) 戦力回復

派遣地域環境等を考慮し、長期派遣時の必須事業として標準化を追求

第1編 イラク人道復興支援行動史

2 警務（派遣警務隊の司法警察権限（捜査権限）に関する調整）

（1）陸幕の準備した活動基盤

ア 派遣警務隊の司法警察権限（捜査権限）に関する主要な調整会議等

（ア）15. 10

- a イラクにおける司法警察職務に関する確認事項案出
- b イラクにおける警務官の司法警察職務遂行要領検討会
- c 在イラク日本国大使館付LHOに対する裁判権及び捜査権等に関する確認
- d クウェートとの地位協定確認

（イ）15. 12

- a イラクにおける警務官の捜査権限に関する法務省との調整会議
- b CPA指定17号（専属的裁判権の保有、刑事、民事行政上の逮捕、拘留法的手続きからの免除）を承認する書簡確認
- c イラクにおける捜査要領等に関する人事教育局との調整会議
- d イラクにおける日本人外交官殺害事件に係る警察の対応等確認

（ウ）16. 1

- a オランダ軍兵士の発砲事件に関する処置確認
- b 対応地検に関する人事教育局との調整会議

（エ）16. 2

- a 対応検察庁及び警務官の捜査権限に関する法務省との調整会議
- b イラク・クウェートにおける警務隊の捜査権限に関する防衛庁・法務省・外務省との調整会議

（オ）16. 3

- a クウェートにおける警務官の捜査権限確認
- b イラクにおける警務官の捜査権限に関する人事教育局との調整会議
- c イラクにおける警務隊の捜査権限に関する法務省との調整会議

（カ）16. 4

イラクにおける警務隊の捜査権限に関する法務省との調整会議

（キ）16. 5

イラクにおける警務隊の捜査権限に関する外務省との調整会議

（ク）16. 5

隊員が犯罪を犯した場合及び隊員が被害者となった場合における警務官の捜査権限行使の範囲等について、防衛庁、法務省、外務省の間で合意に至った。

※ 合意内容（骨子）

- ① 隊員が犯罪を犯した場合は、任意・強制を問わず警務官が捜査することができる。
- ② 隊員が被害者となった場合は、一義的には、現地当局（イラク警察等）に捜査・処罰を委ねるとするも、一定の範囲内での任意捜査は可能とする。なお、イラクにおいて隊員が被害者になった場合の捜査権限の行使に関してはイラク暫定政府等と外交交渉中である。

第2章 派遣準備

(ケ) 16. 6

クウェートにおける警務官の捜査権限（質問事項に対する回答）確認

イ 国内における捜査手続きに関する調整

国外において活動する隊員の関与した犯罪についての対応検察庁については、平成4年9月の第1次カンボディアPKOの際に「編成完結地を管轄する検察庁」とすることで法務省と合意し、以降の国際平和協力活動についても、これに倣ってきたところである。しかしながら、イラク復興支援活動においては、イラク国内の情勢から、これまでの海外での活動に比して武器使用に係わる事案発生の可能性が高く、かかる事態において司法手続きが行われる場合には、法務省・検察庁と緊密な連絡・調整を行う必要があることから、調整を進めた結果、以下のような要領で実施することとなり、今後の国際平和協力活動についても同様の要領で実施することとなった。

(ア) 対応検察庁は、東京地方検察庁又はその他の地方検察庁とし、最高検察庁が指定

(イ) 国外で発生した警務隊扱い事件・事故のすべてを東京地方検察庁に通報

(2) 教訓

犯罪捜査に関する地位取り決めに関しては、クウェートとは派遣前に締結できたが、イラクとの間においては、地位取り決めの相手先の機能状態及び治安等の関係から、派遣間最後まで、取り決めが締結されなかった。また、法務省及び外務省との合意に関しても派遣後であった。これは、国際法上は警務隊の犯罪捜査に大きな問題を生ずるものではないが、国内的には懸念事項であり、合意に至るまでに現地において事案が発生しなかったことは幸いであった。

このことから、国外任務を行う相手国との犯罪捜査に関する地位取り決め、国内における捜査手続きに関する調整を本隊が派遣される前に行う必要性がある。

(3) 提言

ア 犯罪捜査に関する地位取り決めの早期締結

犯罪捜査に関する地位取り決めにおいては施設内における犯罪捜査を適正に実施するための合意のみならず、施設外における犯罪捜査を適正に実施するための取り決めを早期に締結することが必要である。

イ 調整、連携機能の確保

国外任務においては、現地において大使館や現地捜査機関、各国憲兵隊等との犯罪捜査に関する調整、連携の確保等を実施する必要があることから、中央即応集団の先遣部隊には、これらを見据えた機能が必要である。

第1編 イラク人道復興支援行動史

3 衛生・メンタルヘルス

(1) 衛生

ア 陸幕の準備した活動基盤

(ア) 衛生派遣の枠組み

a 15. 5頃 衛生支援要領の検討開始

衛生部でイラク派遣部隊に対する衛生支援要領の検討を開始

焦点：現地医務室の「医療レベル」と「不測事態への対応」

b 15. 8頃 現地医療レベルを「レベル2+α」と設定

後送系統（後送病院、後送手段等）や多国籍軍との連携（調整）が不明確であり、自己完結性を追求すべく「全身麻酔下での外科手術」が可能な体制（衛生隊約60名）を保持

また、後送基準として入室日数が7日を超える患者等と決定、ただし衛生ヘリの派遣は見送られた。

c 15. 9. 14～10. 9 政府調査団（医官1名）による現地確認

人道復興支援活動に「医療支援」の可能性を含め現地調査を実施。新たに現地医療支援活動（人道支援）を概定

帰国後、直ちに医療支援要領（「直接医療支援」又は「間接医療支援」）の検討を開始し、現地の医療支援ニーズや諸外国軍の医療支援に対する評価、安全性及び撤退の容易性等を考慮し「外務省ODA器材供与と連携する医療技術支援（間接医療支援）」が適切と判断

d 15. 10頃 派遣規模の縮小により衛生隊を約40名規模に修正

この際、政治的配慮として派遣する医官の数は10名（医官10名の派遣は、官邸の強い意向として示された）

派遣規模の縮小に伴う、衛生隊規模での医官10名の編成は他の要員への業務負担が大きく、また、本部病院の診療業務などの現業へ大きく影響

e 15. 12頃 外務省と医療支援でのODA活用を検討

現地病院での医療器材の不足を踏まえ、外務省にODAでの医療器材の供与を打診し、ODAの医療器材を陸自が技術指導する枠組みを提示（過去に外務省は、イラクの現地病院にODA医療器材を供与済み）

f 16. 1以降 現地調整による衛生体制を確立

サマーワでの不測事態対処として、蘭軍との協同訓練を先遣隊のサマーワ到着後一週間で実施。更に、サマーワからの緊急患者ヘリ後送、クウェートでの後送病院や米軍野戦病院等の利用について、多国籍軍及びクウェート保健局と調整

g 16. 6頃 衛生隊の編成の見直し

現地での医療器材使用に関する技術指導や現地での防疫業務の増大、現地での医官ニーズの激少により編成を見直し、第4次支援群から医官2名を減らし、臨床検査技師1名を追加（特に、迫撃砲の攻撃等により外出制限による活動減少が理由ではなく本来の適正数に戻したもの）

(イ) 健康診断基準及び予防接種の検討

- a 健康診断基準は、UNMIS E T (東ティモール) の基準にイラク環境の特殊性を加味し、問診等での精神科疾患の既往の有無を重視

また現地での隊員間相互輸血を考慮し、H I V抗体、梅毒検査、不規則性抗体、H T L V - 1抗体検査等を追加

- b 予防接種は、イラク近隣での感染症発生情報、現地調査結果及び関係軍の情報からA型肝炎、髄膜炎ワクチン、痘瘡ワクチン等の接種と抗マラリア薬を内服(髄膜炎ワクチン等の国内未承認ワクチンの取得については、関係省庁に許可申請し輸入取得)

- c 15. 10頃 業務支援隊一次要員及び第1次支援群要員の選考時の健康診断及び予防接種を開始

H I V抗体検査及び痘瘡ワクチンの接種については、中隊長等及び実施医官が事前説明を行い、隊員本人から承諾書を取得した上で実施

- d 16. 3. 9 現地情報による内服薬の見直し

業支隊医務官の現地での情報収集の結果(蘭軍の調査結果及び現地での患者発生状況)、サマーワ地区の勤務者では抗マラリア薬の内服を中止(バスラ及びバグダッド連絡官は継続)

- e 16. 5. 26 健康診断基準に基づく要員選考要領の変更

選考時健康診断の結果、多数の不適合者が現れ、要員選考に支障を来した。このため、H B c抗体、梅毒等の抗体保持者に限り、派遣要員に供血不適合者が混在することを10%程度まで特定の役職につき許容するよう変更

(ウ) 医療施設・衛生資材等の準備

- a 15. 9頃 国内未承認ワクチンの取得及び血液、麻薬等の輸出調整

予防接種の種類決定に伴い国内未承認ワクチン(腸チフス及び髄膜炎ワクチン)の輸入処置、初度緊急血液、麻薬、向精神薬の輸出の手続について内局衛生官を通じて厚生労働省及び経済産業省への許可申請手続きを実施し取得

- b 15. 11 長官準備指示(発令)により準備を本格開始

医療レベルの設定に基づき、方面衛生隊の野外手術システムを始め北方内の衛生隊を主体に衛生資材等の管理換え及び北海道補給処での整備を開始したため、方面衛生隊や後方支援連隊衛生隊等において長期にわたり、主要装備の欠落が発生

- c 15. 11頃 現地医療施設についての検討

現地での不測事態対処更には厳しい環境を考慮し、医療施設について検討を深化した結果、可及的速やかに初期外科能力を確保するため、可搬式シェルターの調達及びその空輸が必要と判断。また、医療施設は、過酷な環境を考慮し、野外手術システムの活用や医務室のプレハブ化の追求を決めるとともに、現地への展開状況を考慮し、段階的な医療施設の開設を決定

- d 15. 11頃 救急車の赤十字の抹消(非表示)

イラクでは宗教的な理由で、赤十字表示が赤新月であり、赤十字マーク自体が攻撃の目標となる恐れがあるため、部隊・隊員の安全性の観点から赤十字を

第1編 イラク人道復興支援行動史

非表示とした。

e 16. 1. 16 衛生器材、医薬品等の初度補給を実施

15. 11に用賀支処から衛生補給品を北海道補給処に発送し、同処から現地での技術指導用衛生器材も含めて初度補給を実施

16. 5に用賀支処からの第1回衛生補給品の追送を実施、初度補給に引き続き計29回の追送。

f 16. 2頃 現地での抗血清（蛇毒・サソリ毒等）の取得

イラク国（特に南部地域）での有害動物情報からクサリヘビ等の多価抗血清が必要と判断し、湾岸諸国でしか流通していなかったため現地で緊急調達を実施。

（エ）衛生科要員の教育訓練

a 衛生学校（2週間）：基礎教育の実施（医官・看護官・臨床検査技師）

前段は共通教育として戦傷病、風土病を教育し、後段は医官・看護官はメンタルヘルス教育、臨床検査技師は野外衛生及び臨床実習を実施

b 病院（2～4週間）：特技教育の実施（医療有資格者）

病院において、各特技毎に手術室勤務、薬剤勤務、病室勤務、検査勤務等による医療技術研修（実習）を実施

c 装備品研修（1週間）：コンテナ式可搬シェルターの教育

第1次支援群の衛生隊要員に対し、イラク派遣のために新たに調達した備品（シェルター）の展開及び使用要領等に関し北海道補給処で教育を実施

d 業者教育（数日）：ODA・技術指導用医療器材の教育

現地病院に供与し、技術指導を行う医療器材について、取扱い要領等について業者から教育を実施

イ 教 訓

（ア）派遣の枠組みに関する教訓

a 自隊医療レベルの決定は派遣任務、派遣国の医療環境及び派遣形態（国連、多国籍軍との連携）を考慮することが必要

派遣形態が不明確な場合や不測事態への対応を要する任務の場合には、救急救命機能や初期外科治療能力を重視した編成及び装備の保持が必要である。この際、求められる機能発揮に必要な人員や器材及び医療施設の現地展開時期や要領に配慮しなければならない。

b 衛生科部隊の編成には柔軟性が必要

（a）当初の編成検討から規模が縮小され、しかも政治的要求からの医官2桁の派遣が示され、衛生隊の1/4を医官が占める編成となった。このため、医療施設の開設・管理運営、防疫活動等において、他の医療従事者の負担が増大した。衛生科部隊の編成においては、部隊運用を考慮した有資格者の適正確保による編成構築が必要である。この際、部隊編成においては、衛生隊の派遣ではなく、野外病院部隊の派遣と認識する必要がある。

なお、医療施設の開設は、施設科部隊との協同業務として対処した。

第2章 派遣準備

- (b) 当初、医官10名態勢を考慮した同時3コ医療技術チーム派遣による医療技術指導を計画したが、警備上の観点から同時1コチームのみの派遣に止まったことに加え、ODA器材供与による器材整備教育等の所要が増大したため、第4次支援群から医官2名を減らし臨床検査技師1名を追加した。

このように、編成は現地の状況に合わせ柔軟な見直しを行うことが必要である。

なお、医官派遣数は、現地の状況変化のみならず、国内における病院運営の困難化や医官退職問題等の国内の状況変化から検討が必要であり、今回は医官要員確保のため、地区病院の診療科を一部閉鎖する状況も生じたことから、今後は、予備自衛官（医者）等の活用についても検討が必要である。

(イ) 健康診断基準及び予防接種に関する教訓

a 健康診断及び予防接種期間の確保およびデータ管理の整備が必要

健康診断の実施には検査内容、検査判定期間等により一定の期間を要するが、派遣（準備訓練）までの短期間の場合には未判定状態での派遣準備（準備訓練）となる。特に、予防接種については、8種類のワクチン接種に約9週間の期間が必要であったが、一部ではその期間を確保できない場合があった。

このため、早期の要員指定（根拠の発簡）、ワクチン歴や健康診断結果のデータ管理システム等の整備による効率的な業務の実施が求められる。

b 予防接種の責任管理等の明確化が必要

痘瘡ワクチンの接種においては、極希に副反応症状や接触者に影響が出る可能性があり、本人の同意を得る必要があった。

今後、予防接種における組織の責任管理、実施要領等について明確化が求められる。

（今回は、庁の生物兵器対処委員会での了承のもとに、衛生参事官から接種可能と指示を受け、陸幕から接種を指示、ただし、アトピー性皮膚炎を有する者など副反応（予防接種等で好ましくない変化を副反応という）が予想される場合は本人の同意で接種猶予とし、患者発生時接種とした。）

c 現地での輸血確保手段の確立が必要

イラク派遣における輸血の確保に関しては、使用有効期限（21日間）や温度管理（4℃管理）及び国外に持ち出す際の法律的問題（厚生労働省及び経済産業省）から、隊員間相互輸血を基本としたが、要員選考に大きな影響を与える輸血の確保については、派遣国の衛生環境に左右されないような安定した輸血確保ができる冷凍血液の確保、全人血液等の輸送手段の確保等を進めることが必要である。

d 継続的な医療情報の取得は極めて重要

第1次業務支援隊医務官からのマラリアに関する現地サマーワで感染症発生状況の詳細な調査や多国籍軍の医療情報の提供により、マラリア薬内服についてサマーワ、クウェート分遣班での内服を中止し、バスラ及びバクダット連絡官のみ継続内服とすることができた。

日頃からの衛生地誌の整備とともに、現地での関係機関との積極的な医療情

第1編 イラク人道復興支援行動史

報の収集活動が必要である。

また、衛生隊自らが現地吸血昆虫の採取調査を一年間継続して実施した。風土病を媒介する砂バエ等の発生時期を把握し風土病への対応を容易にした。これは、多国籍軍医療関係者から絶賛された調査でもあり、多国籍軍等にも情報を提供できる態勢の整備が必要である。

(ウ) 医療施設・衛生資材等の準備に関する教訓

a 未承認ワクチンの輸入及び麻薬等の輸出手続の確立が必要

未承認ワクチンの調達には申請の手続等のため約2ヶ月を要する。

また麻薬については、補給処での調達に法制上制約があり、製薬メーカーからの「寄付受け処置」で当初は対応したが、じ後の恒常的な補給態勢が担保されておらず、即応性の観点からワクチン等の予備の確保や関係省庁との調整による手続の簡素化等の処置が必要である。

b 国際貢献専用の衛生資材等の整備が必要

イラク派遣では、現地での術前術後患者管理ができる野外手術システム（方面隊用）や北方内の後方支援連隊衛生隊等から医療器材、患者用寝台を管理換えをして供給した。このため、各衛生隊の即応性及び機能発揮に大きな影響を与えた。

国外任務が常態化するなかで、主要装備（特に、現地において申し送られたことにより国内部隊での機能発揮が制約される装備）については、国際貢献専用装備品として確保することが必要である。

c 補給品目及び補給量の標準化が必要

大量の衛生補給品を短期間で確保することは非常に困難である。イラク派遣においても初度補給品目や補給量の標準化がなされていないために、派遣部隊への希望調査や調整がなされたが、準備訓練等で十分な調整に応じられない状況にあった。国外任務の常態化や派遣準備の迅速化の観点から補給品の標準化が必要である。

d 医療情報の収集、特に衛生地誌の整備が必要

派遣国の医療環境（有害動物の種類、生活環境、宗教上の医療観点等）により、特異な医薬品や補給品の準備が必要となる。また、その取得について国内では入手困難な補給品ものもあり、迅速な補給品の取得のためには日頃からの諸外国の衛生地誌の整備が必要である。

(エ) 事前の衛生訓練に関する訓練

a 部隊勤務派遣要員等の技術訓練は極めて重要

部隊勤務の衛生科隊員は、治療行為にたずさわる教育訓練に制約を受けており、事前の技術訓練が必要となる。また、たとえ病院勤務者が派遣されても手術室勤務未経験者もあり、その派遣状態に合わせた技術訓練が不可欠である。また、派遣国の特有疾患、風土病等の知識も必要となる。

今後は、国外派遣が常態化する中で、日頃から高い医療技術訓練ができる教育訓練態勢の見直しが必要である。

第2章 派遣準備

- b 技術指導用医療器材の取扱の事前修得に関するメーカーとの連携が必要
医療器材は、各メーカーやその検査種類により多種多様である。イラク派遣の場合のように自衛隊が技術指導用で取得した医療器材を現地病院に設置し、その取扱いの技術支援を行う場合には、事前にその器材を熟知する必要がある。今回は、派遣要員が各補給処等において業者から事前教育を受けたが、短期間の訓練であり全ての器材を実動しての教育はできなかった。

このため、訓練期間の確保及び業者との連携等を図ることが必要である。

ウ 提言

(ア) 派遣の枠組み

- a 自隊救護における高い医療レベルの保持
派遣形態により保持すべき医療レベルは大きく異なるが、イラク派遣のように不測事態対処が求められる場合には、緊急外科手術が可能な高い医療レベルを発揮できる体制（編制・装備）が必要である。
特に、派遣間の隊員の生死は、部隊や国内情勢に大きな影響を及ぼすものであり、今後は、迅速かつより厳しい（危険な）任務を担うことが予想される中でゼロカジュアリティーを追求するためにも編成・装備品の充実はもとより、日頃からの医療従事者の教育訓練態勢の充実も不可欠である。

更に、一般隊員における救護能力の向上も求められる。

- b 医療従事者（特に医官）の階級構成からの適応除外
医官の昇任体系と教育体系は特異の制度であり、一般自衛官との整合は難しい。特に、国外任務等において、医官に求められる医療技術能力は高く、それに適合する医官を派遣するためには階級構成上、歪みが生じる。

今回のように、現地での関係機関や多国籍軍等との調整が必要な場合や健康管理が重要なウエートを占めるような場合には衛生幕僚のトップ（医務官）には高い階級の人が望ましい。

このため、組織構成上から医官の階級を適応除外とする検討も必要であろう。

（ただし、人事上の大きな問題となるため、十分な配慮が求められる。）また、医官派遣後の自衛隊病院や安全な地域での人道復興支援等における予備自衛官（医者）の活用等についても今後検討が必要である。

(イ) 健康診断基準及び予防接種に関する提言

- a 進考時健康診断や予防接種が適切に行える早期の派遣準備根拠の発出
今後、国外任務が常態化する中において、平素からの全隊員の健康状態を一元的に管理できるシステム構築はもとより、健康診断や予防接種には一定の期間が必要であり、隊員への負担を軽減できるよう早期の派遣準備根拠の発出ができる枠組みが必要である。

- b 痘瘡ワクチン等の接種責任者の明確化

ワクチンの接種の目的は、個人の疾病予防はもとより部隊内での感染拡大を防止し部隊行動を確保するものである。

このため、ワクチン接種については組織での責任化を明確するとともに、副反応出現時特殊ガンマグロブリンなどの治療体制の担保が必要である。

第1編 イラク人道復興支援行動史

c 安全な輸血体制の確立が必要

派遣国の衛生環境に左右されることなく安定した輸血確保ができる冷凍血液の確保、全人血液等の輸送手段の確保等を進めることが必要である。

(ウ) 医療施設・衛生資材等の準備に関する提言

a 国際貢献専用装備品の取得による即応性の確保

国外任務とともに国内での多様な任務に即応するためには、それぞれに対応できる整備が必要である。特に、国外任務における衛生部隊の主要装備・施設は鈍重（半固定的）となるため、派遣部隊毎の装備品の持ち出しは、継続的な支援上困難である。

このため、現在取得を進めている野外病院機能を保持した国際貢献専用装備品（移動式医療システム）や前方での応急治療ができる装備等の早期の整備が必要

b 関係省庁との手続の確立による迅速性の追求

未承認ワクチン等の輸入、血液等の輸出等に係る申請許可要領について、関係省庁との調整により規制緩和等の要望・処置を行い、迅速な態勢の確保を図ることが必要

(エ) 事前の衛生訓練に関する提言

日頃からの医療技術訓練態勢の確立による即応性の保持が必要である。

実践的な訓練のために、自衛隊病院や部外災害医療病院等での研修や消防署救急車同乗訓練等を積み重ねているところであるが、明確な教育体系にはなっておらず、医療技術者の定期的なリフレッシュ訓練が必要である。

このため、自衛隊病院における教育実習態勢の整備、庁レベルでの関係省庁や部外医療機関との研修制度の確立等が必要である。

(2) メンタルヘルス

ア 陸幕の準備した活動基盤

(ア) 戦力回復に関する検討

a 戦力回復施策は、PKOにおける現地厚生活動支援施策として実施

b イラク派遣においても、「陸上自衛隊イラク復興支援部隊派遣大綱」別紙「人事計画」中、付紙「福利厚生計画」の中で、「人的戦闘力回復のための厚生活動支援」として計画

c 16. 3中甸

派遣部隊より「4月中・下旬から休養を取らせたい」旨連絡があり、その際、派遣国以外の国の要望があったため、派遣国の周辺国について検討した。また、戦力回復の「枠組み」について具体化されていなかったため、枠組みの検討も実施した。

枠組みの検討の開始と並行して旅行会社等からの情報収集を実施した。幕内関係所掌（厚生課、会計課、法務課、服務室、国際協力室）との協議を実施

第2章 派遣準備

d 16. 4上旬

復興業務支援隊（第1次要員）の戦力回復の必要性に迫られ、内局厚生課・人事第1課及び運用局衛生官と調整開始。この際、周辺国における休養について、戦力回復を公務、休暇のいずれにするか及び、実施地域にクウェートを含めるか否かを議論。

e 16. 4. 22～23

人事部長と人教局長との協議により、戦力回復地域は派遣国以外の周辺国とし、隊員は休暇等として戦力回復をさせることとなった。

f 16. 4. 26 事務次官、副長官、長官の了承

g 16. 4. 27 官邸連絡会議において説明し、了承

決定した枠組みとしては、業務支援隊の隊員が約6ヶ月という長期の派遣となることからそのおおむね中間期において、隊員の業務遂行能力を維持・回復させるため宿营地（派遣先国）以外の場所で休養を付与することとし、休養期間は約6日間、休養場所は派遣先国の周辺国、移動手段はサマーワ・クウェート間の物資輸送の車列及びクウェートから休養先へは民航機を利用することにした。

h 16. 4. 30～6. 22 第1次業務支援隊77名が戦力回復実施（5日／1人）

なお、休養先はドバイとしたが、これは、休養するための施設の存在、安全性、緊急時におけるクウェートとの交通の便を考慮し、決定したものである。

(a) 予算

5泊の戦力回復のための予算を確保（予算科目：職員厚生経費）

(b) 戦力回復事業実施の概要

1 活動地域外であるアラブ首長国連邦（ドバイ）で戦力回復を実施（5泊）

2 宿泊費等（移動経費除く。）を国費により負担

i 16. 9. 10～12. 23

第2次業務支援隊 戦力回復実施（5日／1人）

j 17. 3. 10～6. 8

第3次業務支援隊 戦力回復実施（5日／1人）

k 17. 8. 24～12. 7

第4次業務支援隊 戦力回復実施（5日／1人）

l 18. 2. 23～4. 27

第5次業務支援隊 戦力回復実施（5日／1人）

(イ) 精神疾患及びPTSD等への対処についての検討

イラクにおける活動に関しては、現地での過酷なストレス環境のみならず、惨事が発生した場合のストレスによる精神疾患等の発生が危惧された。このため平成15年8月に衛生検討Gpは予防及び対処法として、以下の段階での検討を実施した。

第1編 イラク人道復興支援行動史

a 予 防

要員選考時における精神疾患等の既往歴を重視し、要員から排除するとともに、準備期間におけるカウンセリング態勢を確立する。

b 早期発見

現地におけるカウンセリング態勢を確立するため、カウンセラーや医官と部隊長等との連携要領を確立する。

c 治 療

テレメディスン等を用いて、中央病院精神科医官との連携を図り、現地の内科医官及びカウンセラーが応急処置を実施する。

d 後 送

日本への後送の必要が生じた場合、自衛隊中央病院から患者後送チームを現地へ派遣（医官1名、看護官1名）する。

e 惨事ストレス対処

惨事発生時には、自衛隊中央病院から精神科医を含むメンタルヘルス支援チームを現地に派遣（医官1名、心理幹部1名）し、現地において精神科医とカウンセラーが協力して惨事ストレス対処を実施する。

イ 教 訓

（ア）戦力回復に関する教訓

派遣期間が約半年となる復興業務支援隊の隊員に対し、派遣の中間段階にドバイにおいて戦力回復施策を実施し、隊員の業務遂行能力及びストレス解消等メンタル面の回復が図れた。

a 現状においては、派遣の都度枠組みを検討することが必要

b 業務支援隊長及び隊員から、業務遂行能力及びストレス解消等メンタル面の回復を含め大変有効との評価を得ており、今後も実施する方向で検討が必要

c 今次派遣においては、派遣期間の中間段階に周辺国で戦力回復のための施設を借り上げた。これまで、PKO休暇を準用する形で宿泊費は国費を支弁しており、今後も経費等の国費負担の継続が必要

（イ）精神疾患及びPTSD等への対処に関する教訓

精神科疾患及びPTSD等への対処は、予防、対処の各段階における施策を検討して実施し態勢を確立した。精神科医官の総数が少ないことによる自衛隊中央病院精神科医官の負担が増大した。（中病恒常業務及び国内のアフターケア業務に加え、教育及び後送業務等）

a 予防施策として、隊員、部隊長等、衛生科幹部、特にカウンセラー要員に対する惨事ストレスに関する教育を実施することが必要

b メンタルヘルス教育の実施要領及び精神科医官等特技者の増員については、今後検討することが必要

ウ 提 言

(ア) 戦力回復に関する提言

- a 人的戦闘力の維持回復の観点から、運用と厚生が密接に連携することが必要
- b 派遣地域環境等を考慮し、長期派遣時の必須事業として標準化することが必要
- c 移動に要する経費（航空運賃）は個人負担となっているが、国の管理下における組織的休養であることから、移動に要する経費についても国費支弁が適切
- d 戦力回復を厚生活動支援として実施したが、メンタルヘルスとしては心の休息が必要であり、心理学的な視点からの施策を併せて実施することが必要

(イ) 精神疾患及びPTSD等への対処に関する提言

- a 予防施策として惨事ストレス及び惨事ストレス対処の重要性を理解させ、ストレスの自己管理能力を高める教育訓練の実施
- b 精神科医官の増員、カウンセラー（心理幹部）要員の養成及び惨事ストレスセミナーの課程教育化による要員の特技管理
- c 精神科疾患及びPTSD等への対処については大きく進捗したが、今後この教訓を踏まえ継続的に調査研究し、陸上自衛隊としての対処方針を確立するとともに、惨事ストレス対処マニュアルを作成・配布して組織的に対処することが必要

第1編 イラク人道復興支援行動史

4 会 計

(1) 陸幕の準備した活動基盤

ア 派遣までの予算手続き

時期	陸幕が実施した施策
15. 6. 4	1Q準備プロジェクト(仮称)設置
15. 6. 20	事業見積(補給、施設、輸送、衛生)162億円 1035名編成、活動期間7. 21~3. 31)
15. 8. 8	財務省に対し概要説明(給水・給電700名 220億円)
15. 9. 30	積算見直し(給水・給電 700名 300億円)
15. 10. 3	長官説明のための作業方針(準備に長期間かかるものは節約留保分の枠内で、それ以外は予備費で何が出来るか検討)
15. 10. 6	財務省に対し追財要求説明(40億円)
15. 10. 14	官房長官説明 (最大50億円の節約留保の範囲で準備)
15. 10. 16	防衛庁長官に対して支援活動について説明(520名)
15. 10. 16	防衛庁限りの判断で出来る準備のみ行うことに方針転換(節約留保の解除、目間流用の財務省からの確約はとれない)
15. 10. 17	財務省に対し追財要求説明(40億円)
15. 10. 20	示達開始(追財分)
15. 10. 20	積算見直し(給水・医療 520名 250億円)
15. 10. 24	示達(追財分)
15. 11. 5	財務省に対し予備費要求説明(243億円)
15. 11. 5	示達(追財分)
15. 11. 13	財務省に対し予備費要求説明(改要求案249億円追財11.2億円)見直し案 (改要求案234億円)
15. 12. 1	積算見直し(期間12/20~3/31 230億円)
15. 12. 8	16年度本予算積算(期間4/1~12/14 131億円)
15. 12. 9	16年度本予算積算見直し(期間4/1~12/14 121億円)
15. 12. 12	15年度予備費切り分け(展開調整班32名の活動費1.5億円)
15. 12. 12	16年度本予算枠提示(イラク一般物件費 107億円)
15. 12. 18	予備費閣議決定実施要項総理承認
15. 12. 19	政府予備費閣議決定 同日付け示達開始(派遣準備分207億円)
16. 1. 13	政府予備費閣議決定(活動経費1.5億円)
16. 1. 27	政府予備費閣議決定(活動経費13.6億円)

イ 事前調査

(ア) 事前調査チームの会計要員による調査はクウェートのみ

(イ) 土地使用に関する交渉

事前調査では地権者は、2名という情報であったが、実際は約100名であり、協定を締結するため3カ月を要した。

(ウ) サマーワでの現地調達

当初の計画ではサマーワでの現地調達を想定しておらず、当然事前調査もほとんどなかったため、サマーワでの調達において、適正業者の選定、要求された物品・役務等を確保するまで相当の期間を要した。

ウ 会計要員の派遣時期

(ア) 16. 1. 16 (サマーワ×1名、クウェート×1名)

(イ) 16. 2. 7 (クウェート×4名)

(ウ) 16. 3. 30 (サマーワ×1名)

(2) 教訓

ア 会計要員の派遣時期に関する教訓

当初の基盤確立のための業務は、土地使用の交渉、現地語通訳の確保、宿营地構築のための資器材及び労務・役務の現地調達等、重要かつ量的に膨大なものであった。また、言語、文化及び商習慣の違いを理解し、現地経済活動等の状況を掌握するには相当の時間を要した。

会計の基盤確立においては初動の態勢が非常に重要であり、また本邦での計画時に想定しなかった事態等に対応するために、会計要員は全員を先遣隊（第1波）で派遣する必要がある。

イ 事前調査に関する教訓

会計及び兵站要員（状況により法務要員）により、現地調達の可能性を調査し、現地での支援態勢を早期に確立するため、より綿密な事前調査が必要である。

(3) 提言

会計要員の派遣に関して、当初の1次隊には増員して派遣し、状況の安定に伴い適正人員数に縮小する等の柔軟性の保持は重要である。

第1編 イラク人道復興支援行動史

5 広報

(1) 陸幕の準備した活動基盤

ア 広報戦略の必要性

(ア) イラク人道復興支援活動は、これまでの国際平和協力活動以上に国民の関心が高い活動であったが、それを統括する政府、外務省、防衛庁内局、各幕広報レベルで主に相互の調整により広報活動を展開した。

(イ) 防衛庁レベル（内局の運用・広報担当者）でのメディア連絡調整会議を定期的に行ってはいたが、政府・防衛庁レベルでの広報戦略の立案まで至らなかった。

（統幕・陸幕レベルでの散収広報戦略は作成、それに基づき広報活動を展開。）

イ 報道協定

(ア) 部隊・隊員の安全確保に影響を及ぼす内容（将来の活動予定、具体的編成装備等）の報道を回避するため、派遣前に報道機関との間に報道上のルールを取り交わす必要が生じた。

(イ) 内局広報課と連携して、隊員・取材する記者の現地での安全確保並びに適時適切な情報提供を両立するため「イラク取材問題小委員会（日本新聞協会と日本放送連盟の計20社の代表で構成）」との協議の末、報道協定を締結するに至った。

(ウ) 協定の概要（3文書）

a 新聞協会・民放連との申し合わせ

4つの基本原則：政府の説明責任、報道の自由、隊員・報道陣の安全部隊の円滑な任務遂行

申し合わせの運用は、防衛庁との「確認事項」で規定

b 新聞協会・民放連と防衛庁との確認事項

取材機会の選定・運送支援、宿营地への受け入れ、緊急事態への対応

c 立入取材申請様式による報道ルール（協定）への誓約

危険・混乱の防止、立入取材員の安全・行動に関する自己責任、各種情報の報道可能・禁止範囲等

(エ) 今回の報道協定は政府（防衛庁）が初めて締結したものであり、報道側にとっても斬新なものであったと推測できた。

ウ 軍埋め込み型取材（エンベット取材）

(ア) 不安定な治安情勢の地域への派遣においては、それを取材する報道機関側の安全確保も極めて重要な課題となることが予想されたため、軍埋め込み型取材（エンベット方式）も視野に入れた報道対応を検討した。

(イ) エンベット方式の報道対応においては、取材間の安全・行動責任の問題があることから、報道機関と報道協定を締結するとともに、イラク入りを予定している記者を対象に体験訓練（記者訓練）を実施した。

エ 派遣の広報組織、編成

(ア) イラク派遣が、不安定な治安情勢での派遣であり、現地及び国内とも関心が高まることが予想された。

(イ) 現地における適切な報道対応のため「広報官」を初めて配置し、総員12名で編成した。

第2章 派遣準備

(ウ) 常時、ライブ中継が実施できるための3個機動広報チームと衛星通信システムを装備させた。

(エ) 現地活動状況に関する静止画及び動画のマスコミ等への配信のための装備品を整備した。なお、本装備品は、スマトラ国際緊急援助活動においても非常に効果的に作用した。

また、機動広報チーム用にIPTスーツケースをレンタルし、効果的に活用した。

(2) 教訓

ア 広報戦略の必要性に関する教訓

(ア) 広報戦略の保持が必要である。政府・庁を上げてのオペレーションであることから、政府、外務省、防衛庁が一体となった広報活動を展開するためには、政府或いは防衛庁としての広報戦略を保持する必要がある。

(イ) 上記の広報戦略に基づき、国際機関等の関係者参集の上、定期的な広報担当者調整会議等の開催により、更に、効果的なイラク人道復興支援活動に関する広報活動が可能となる。(調整会議により、時期的特性等を踏まえ、「何を」「誰に」対して広報すべきか具体化できる。)

イ 報道協定に関する教訓

有事における報道協定は隊員の安全確保のために重要である。

(ア) 官(国・地方を含め)と新聞協会・民放連との間のこの種の協議・協定及び内容に関して細部にわたり規定したものは過去に例がなく、「報道の自由」の基本原則と部隊等の安全確保とのバランスを図った本協定は、今後の報道に関する協議・協定(有事における報道協定等)における貴重な「雛形」となり得る。

(イ) 本協定が、部隊・隊員の安全確保に寄与した側面もあり、情勢不安定な地域への部隊派遣においてはメディア側との一定の協定は必要である。(協定を締結するか否かは別問題)

ウ エンベット取材等に関する教訓

エンベット方式による取材への対応および記者訓練の重要性を認識する必要がある。

(ア) エンベット方式等の報道対応においては、記者に関する便宜としての現地治安情勢を想定した体験訓練(記者訓練)は、記者との信頼関係構築に効果的である。

(イ) 体験訓練(記者訓練)課目の一例

a 基礎訓練: 退避行動、救急法、特殊武器防護、弾薬等基礎、生存自活基礎

b 応用訓練: 襲撃等を想定した自己防護動作

エ 派遣の広報組織・編成に関する教訓

適切な広報組織と広報手段の構築は極めて重要である。

(ア) 国内における報道対応において、現場活動等の状況を、映像(動画、静止画)とともに情報提供することが効果的で、報道に繋がりやすい。

(イ) 広報官以下に対する機能別教育は組織的広報活動のため極めて有効であり、イラク派遣と同様の活動においては広報の重要性、報道対応要領、機材操作教育等のため2週間が必要である。

第1編 イラク人道復興支援行動史

- (ウ) 現地映像を報道機関に提供するため、編集機材（ビデオデッキ、パソコン、映像編集ソフト）が必要である。

(3) 提言

ア 広報戦略の必要性に関する提言

政府・庁レベルでの広報戦略の保持について、庁として検討する必要がある。

また、復興支援活動中の隊員の真摯な態度や突発事案対処における隊員の冷静・的確な対応が、メディアを通じて数多く報道されたが、それが現地住民の心を獲得するとともに、日本国民の派遣に対する理解と陸自への信頼を高めた。

また、海・空自とは異なり、陸自隊員が日の丸を掲げ現地住民の笑顔の中で活動する場面は、国際社会全体への日本の活動をアピールする点で、極めてインパクトが大きい。

従って、派遣前の訓練においては、隊員一人一人の行動が陸自の活動に対する国際世論に重大な影響を与えることを十分に認識させるべきである。

イ 報道協定に関する提言

今後の情勢不安定な地域への派遣に際しての報道協定の在り方等について検討する必要がある。

ウ エンベット取材等に関する提言

- (ア) 政府レベルにおけるエンベット方式による取材対応のあり方を検討する必要がある。

- (イ) 庁以下での報道対応態勢の確立が必要である。

派遣部隊に対する日本メディアによる現地取材の有無が、復興支援活動に対する国民の理解と支持に与える影響は極めて大きい。

したがって、現地治安情勢が悪化し、待避・渡航延期勧告がなされても、日本人記者が陸自宿营地内でエンベット取材が可能な状況。すなわち給食、宿泊、輸送及び警備等の記者に対する便宜供与が可能となる態勢を基本計画の段階から準備し、派遣部隊の負担にならない程度で実施することが不可欠である。

エ 派遣の広報組織・編成に関する提言

- (ア) 今後の国際貢献における広報組織の編成・装備を検討する必要がある。
- (イ) 統幕広報における編集機材の導入の検討が必要である。

6 民事-住民施策、ODA

(1) 陸幕の準備した活動基盤

ア 15. 6. 3～6. 11 政府調査団

(ア) 参加者は内閣官房、外務省、統幕、陸幕各1名の4名、主要活動地域は、バグダッド及びバスラ

(イ) 主要調査内容は、駐留部隊の活動状況把握、コアリッションの表敬及び説明受け、バグダッド市内、バスラ市内の視察、空港、港の視察

(ウ) 各国軍への期待

a イラクにおける行政の体制確立や基本的インフラの復興のため、自己完結的な能力を有する軍事組織の活動が不可欠

b 各国軍隊への期待は様々

c 大量破壊兵器の捜索活動は継続、WMDの知識を有する専門家のニーズが高まる見込み大

(イ) 調査の主眼は、米軍支援であったが、文民活動ニーズの把握という観点での調査が行われ、本来軍の担うべきでない広範な民生支援ニーズの存在は把握、C I M I C、HA的な視点での復興支援業務の調査僅少

イ 15. 9. 14～ 10. 9 政府調査団

(ア) 英国、カタール、ヨルダン、クウェート、バグダッド、バラド、バスラ、ナシリア、サマーワ、モスル等において活動

(イ) 派遣予想地域の治安情勢調査、他国派遣部隊の活動状況把握、航空機運用に関する資料収集、民生支援の必要性等についての情報収集を実施した。

ウ 15. 11. 15～ 11. 28 P D S S (Pre Deployment Site Survey 専門家調査団)

(ア) クウェート、バスラ、ナシリア、サマーワ等において活動

(イ) イラクの情勢、環境に関する詳細な調査が行われ、派遣地域・宿营地の決定、派遣業務の決定、部隊防護等に資する情報収集が行われたが、依然としてC I M I C、HA等に関する調査は行われていなかった。

(2) 教訓

ア 政府調査団～P D S Sによる事前調査

「活動地域」「活動内容」「準備事項」等を明確にするための調査が行われ、逐次、当初派遣が予想される地域の治安情勢を調査、次いで予想される給水等業務に資する情報収集が行われる等適切な情報収集努力が行われ、派遣計画の策定に反映された。今後も引き続き実施する必要がある。

イ 任務遂行環境の醸成の調査が必要

任務遂行基盤の構築という観点での調査は行われたが、任務遂行環境の醸成という観点での調査は不十分であった。

また、派遣地域住民(部族)の特性、ニーズ等は把握したが、住民への対応、住民の協力の獲得要領、高い評価を得るための活動要領等に関する視点が欠けていた。

第1編 イラク人道復興支援行動史

ウ 住民施策とその効果に対する調査が必要

過去の人道支援・復興支援とは任務の質が異なることを認識しないまま現地調査を重ねたため、部隊を派遣するための環境等に関する情報収集が主体となり、一般的な国情の調査に終始した。

現地における軍事的な安全確保について各国軍隊施策の確認等を行ったが、住民施策とその効果に対する調査を行わなかった。

エ 陸上自衛隊とODAとの共同という発想が必要

陸上自衛隊の活動では現地の期待に応えきれず、ODAの早期適用による復興支援の必要性が認識されているが、陸上自衛隊とODAとの共同という発想には至らなかった。

カ 現地住民のニーズの確認が必要

現地政府等のニーズの確認は行ったが、具体化には至らなかった。また、住民のニーズに対する組織的な対応及び現地住民との友好関係を構築に対する考慮は不十分であった。

16年1月の先遣隊の展開直後に、予想以上の人道復興支援のニーズが確認され、結果的には必要な情報がとれていなかったことが確認された。

(3) 提言

ア グランドデザインを描くことが重要

国情不安定な地域への派遣にあたっては、活動地域住民の民心を把握し、友好関係を構築するための施策が、任務遂行、安全確保の両面から極めて重要であり、事前調査の段階から住民のニーズ把握に努め、実行の可能性との節調の中で、派遣当初の実感を与える施策から継続的かつ段階的に復興の実感を感じさせる（右肩上がり）の施策へ結びつけてゆくグランドデザインを描くことが重要である。この段階的な施策が現地住民に継続的な満足度を与え、日本隊への感謝の気持ちと友好意識を維持高揚させ、安全確保にも好影響を与えることができる。事前調査では、グランドデザインを描くために必要な事項を含めて調査しなければならない。

イ 現地のニーズの的確な把握が重要

イラク派遣の目的が米軍支援から人道復興支援に変化したこと、あるいは、初めての任務である人道復興支援業務に関する具体的イメージが不明確であったことから、同業務に関する具体的情報収集が行われなかったと推測されるが、政府調査団等の実質的な主目的が派遣可否を決定することであったとしても、派遣された場合の活動内容等を、具体的に提示し得るように準備し、現地のニーズを的確に把握し、派遣計画に反映しなければならない。

ウ 派遣部隊の具体的な能力の提示が重要

現地ニーズの把握に当たっては、派遣部隊の具体的な能力として一例を提示しなければ、現地の反応も漠然としたものとなり、派遣部隊の編成装備、派遣後の活動のグランドデザインを描くことが困難となる。また、事前調査によりある程度ニーズを具体化しておかなければ、活動開始後に具体的なニーズが判明して復興支援業務が後手を踏むことになる。

第2章 派遣準備

エ 友好関係を育てる信頼関係の構築のための検討が重要

外国の軍隊が自宅の前を横行することをイメージし、現地住民等がどのような眼差しで我々を迎えるのかという視点での情報収集、心情理解に努め、それをどの様に緩和し、友好関係を育て信頼関係を構築していくのか考える必要がある。

オ 人道復興支援の目的・目標を確立した上で情報収集活動を行うことが必要

今回の活動で人道復興支援業務に関するイメージができたことから、次回の派遣においては人道復興支援の目的・目標を確立した上で、現地住民の具体的なニーズ等人道復興支援業務に直結する情報収集活動を行うことが必要である。

第1編 イラク人道復興支援行動史

7 法 務

(1) 陸幕の準備した活動基盤

ア 損害賠償

業務支援隊長に損害賠償権限を付与するとともに、「見舞金制度」の適用も可能とした。

この際、「見舞金制度」については、①支給対象を拡大して仲介人など被害者以外にも支給可能、②国内法で免責される場合等の見舞金の増額、③損害賠償の性質を有する見舞金の運用を可能にして、現地の実情に応じた賠償が実施できるような枠組みの構築を図った。

時 期	内 容
15. 12. 24	#1、#2 内局調整
15. 12. 25	#3、#4、#5 内局調整
16. 1. 5	#6 内局調整
16. 1. 9	#7、#8 内局調整
16. 1. 13	長官の承認（賠償権限の委任）
16. 1. 20	通達の発簡（見舞金の支給）
16. 1. 27	通達の一部変更（秘の部分）

イ 災害補償

①海外派遣中の災害に関しては公序良俗に反する行為を除き公務上の災害とする、②イラクにおける活動に特別公務災害を適用する、③発生報告手続の簡素化により、現地の活動の実態に即した災害補償制度の運用を図った。

15. 8. 1	○ 公務災害認定基準の指針（人事局長による指針） 海外派遣中の負傷・負傷による死亡は、公序良俗に反する行為を除き公務上の災害とする。
15. 12. 25	○ 特別公務災害の適用される職務の拡大（人事院規則16-2の改正） イラク人道復興支援活動及び安全確保支援活動を適用
16. 1. 9	○ 公務災害の報告の特例（陸示達32-8陸上自衛隊災害補償規則の改正） イラク人道復興支援活動等に従事する部隊の長が当該認定者に報告
16. 1. 9	○ 公務災害発生報告書の特例による簡素化（通達の発簡） 規則による1号紙から3号紙までの報告書を1枚の報告書に変更

ウ 撤収時等の物品の取扱

(ア) 物品の譲渡の法的枠組み

現行法制の下では庁・陸自に物品譲渡の権限がなく、譲渡のためには手続に日数を要することから、撤収の際に現地に残置する物品について、不要決定の後破棄又は売り払い処分等による事とした。

(イ) 緊急破棄の法的枠組み

情勢悪化に伴い緊急に離脱する場合に想定される、離脱時に携行不能な装備品の緊急破棄に関する物品管理法上の法的枠組みがなく、「緊急避難」等を適用することとした。

エ 刑法の適用と懲戒処分

派遣先においては、国外犯規定のある犯罪のみが刑事処分の対象となる。他方、懲戒処分はこれとは異なる枠組みで律せられ、国外犯規定のない犯罪も懲戒処分の対象となり得るものであるが、認識の統一がなされていなかった。

(2) 教 訓

国内法及び関係諸規則の適用に関する認識の統一

国外任務において適用される法規の枠組みについて整理して、各種法規の適用又は非適用について、認識の統一を図る必要がある。

(3) 提 言

物品管理等に関する法的枠組みの整備

政府、庁及び陸自レベルにおいて、活動のために必要な、物品管理、国家間の損害賠償請求権の取扱等、法的枠組みの構築が必要である。

第1編 イラク人道復興支援行動史

8 情報

(1) 陸幕の準備した活動基盤

ア 派遣地域の選定

(イ) 各種調査団の派遣

a 経緯

15. 6. 3～ 6. 11	政府調査チーム派遣
15. 9. 14～10. 9	政府調査チーム参加
15. 9	バグダッドにLO配置
15. 11	英・蘭本国司令部にLO派遣
	バグダッド・バスラにLO派遣（同月初旬～）
15. 11. 15～11. 27	専門調査チーム（PDSS）派遣

b 政府調査団の派遣・参加

陸幕幕僚が調査団員として、政府調査団（15年6月上旬）、政府調査団（9月中旬から10月上旬）、更にPDSS（専門調査チーム：Pre Deployment Site Survey）（11月中旬から下旬）に参加した。

各種調査団への同行を通じて、当初派遣が予想される地域の治安情勢を調査、次いで予想される給水等業務に資する水源等についての情報収集等を行った。

派遣地域が概定した10月以降に派遣されたPDSSにおいては、復興支援業務（派遣地域・派遣業務）の決定に資する情報収集を行った。

c 地域選定の過程

今次イラク派遣における活動地域の選定は、当初米軍のニーズ調査が先行したため、治安上問題のある北部バラド等が候補地であったが、最終的には政府調査団帰国時（15. 10. 9）に在イラク日本大使館の奥参事官の提言等もありサマーワに決定された。

1980年代にイラクにおいて実施されたODAによる病院建設に携わった元企業家や、各界有識者からの情報提供は少なからず派遣準備における状況判断材料となった。

一方、11月15日からPDSSによる調査結果を踏まえ11月28日には、部隊の派遣スケジュール案（先遣隊約60名を1月末に、主力第1波180名を2月下旬）を庁として決定した。

イ 調査部における地域選定過程

(ア) 検討の前提

派遣の具体的検討には、早期に候補地を見積もる必要性があった。15年5月頃から、調査部は防衛部及び装備部等と連携して、本格的見積を開始した。その際の前提事項は、①派遣部隊の任務は、人道復興支援（給水、医療支援等）を主とし、多国籍軍支援を従とする、②派遣期間は3～4年、③武器使用権限は正当防衛の範疇まで（治安維持任務は不可能）とした。

(イ) 検討要領

a 全般

検討の段階的区分（3段階に区分して実施。ただし、①と②は、同時並行的かつ継続的に実施）は、以下の通りであった。

- ① 派遣に最も適する地域の概定段階
- ② 地域概定に伴う派遣に適する都市の概定段階
- ③ 都市概定に伴う宿営場所の概定段階

派遣場所の検討にあたっては、前提とした任務及び武器使用権限等から治安情勢（今後の推移含む）を最も重視した。

b 検討要領

派遣選定に当たり次の事項に関する情報資料を収集した。

① 治安情勢（現在の治安状況から将来）関連

宗教分布、各宗派の特性（特に、対フセイン感情、民兵等の武装勢力の有無、宗教行事）、貧困率（戦前）、聖地、人口分布（戦前）、部族（特に、対フセイン感情）、襲撃発生件数、連合軍の配置、イラン等の周辺国の動向、イラク復興のための政治プロセス（結節時期及び内容等）

② 復興支援ニーズの有無

主要都市の給水、給電、医療支援ニーズ、（連合軍各部隊の配置状況）

③ 部隊運用の容易性（特に、兵站活動の容易性の観点）利用可能な港湾、空港、国境からの主要幹線

c 派遣地域選定のための思考過程

思考過程の第1段階として、「予想される任務（ニーズ：人道・復興支援活動及び米英軍等に対する支援」、第2段階として、「地域の特性（復興・治安・統治状況及び各国の復興支援状況）」及び「任務遂行上の考慮要件（治安状況・治安予測・派遣部隊への兵站支援・OCPA、CJTTF-7との連携）」を、思考過程に加えた。

第3段階として、派遣に適する地域の優先順位を案出した。本思考過程は、派遣都市の検討においてもほぼ同様であるものの、任務遂行上の考慮要件に連合軍部隊の所在（連合軍に対する支援及び治安維持の観点から）等の観点を新たに追加した。

d 派遣地域についての結論

任務遂行上の考慮要件（治安状況・治安予測・派遣部隊への兵站支援・OCPA、CJTTF-7との連携）を比較検討した結果、派遣地域として、適するのは南地区、中部地区の順であった。その理由は、治安状況、予測（将来）を重視して決定されたが、イラク北部は、トルコ内で約1000Kmの兵站線が必要となるとともに、冬季トルコ南部の山地地帯は、凍結、車両の機動が限定されていた。イラク中南部は、クエートを基点とした場合、500Km以上の兵站線を維持する必要があった。

第1編 イラク人道復興支援行動史

e 派遣都市の検討

(a) 全般

基本的には、派遣地域の検討と同様の思考過程で実施したが、任務遂行上の考慮要件に、連合軍部隊の所在、インフラ状況（日本のODA支援施設の有無、聖地の有無等）を考慮要件とした。

更に、任務及び武器使用権限等から治安情勢（今後の推移含む。）を最も重視するとともに、適当な規模のニーズの存在を考慮した。

(b) 結論

ウムカスル、クーフア、サマーワ、ナシリアが候補地となった。なお、イランとの国境付近（イラク東部）については、イランによる政治的介入兆候に関する情報があったこと等から、検討の枠外とした。

ウ 「イラクハンドブック（資料集）」の作成の経緯と要領

(ア) 本ハンドブック作成前の状況

イラク復興支援に陸自の部隊派遣が決定された場合、年度の業務計画に大きな影響を与えるとの判断から、保有していた一般的なイラク地誌資料（湾岸戦争以前の地域情報が主体）では不十分であり、最新かつより詳細なイラク地誌が必要となった。このため、調査4Gp、中央資料隊、中央地理隊が主体となって保有イラク地誌を更新、拡充して作成した。

(イ) 作成の要領

中央資料隊が作成を担当し、部隊等の使用の容易性の観点から、努めて低い秘密区分になるよう主として公開資料を基に、本冊には最新の地図の添付に留意し、地図がない場合は、衛星写真を活用した。別冊には簡単なアラビア語を掲載した。

(ウ) 細部作成要領

記述内容の選定にあたっては、以下の事項に留意した。

① イラクに派遣される隊員が一般常識として知っておくべき知識

（イラクの外観（一般的地誌、歴史、宗教の特性、現地有力者・主要連合軍関係者の基礎事項等）

② イラクの地域的特性から注意すべき事項

（宗教・習慣上の禁止事項、現地の道路運行マナー、有害動植物、注意すべき病気（症状含む。）、気候（気温、降雨、砂嵐等）等）

③ 現地での活動する際に必要な情報

（各地域の詳細な地図及び写真、連合軍の補給幹線、連合軍及び連合軍等に対して使用された武器の性能諸元、襲撃要領及び理由（公開情報で入手し得るもの。）

(2) 教 訓

ア 早期の調査団派遣

早期の調査団派遣は、今後行う必要がある。ただし、調査団における情報収集環境（調査団の頻発による米軍側の反発、調査団参加者の情報収集環境上の制約）は、日本の政治的環境に起因するため抜本的に改善することは困難であり、今後の派遣においては上記のような制約があることを当初から念頭において業務を行う必要がある。また、次回の派遣においては人道復興支援の目的・目標を確立した上で、現地住民の具体的ニーズ等人道復興支援業務に直結する情報収集が必要である。

イ 有識者・知見者の活用

軍事的な情報源が少ない地域における情報収集においては、有識者・知見者の活用を図る必要がある。

ウ P D S S の情報収集における E E I の確立

イラク型派遣においては、復興支援という戦略目的をしっかりと見極め、事前の情報収集のための E E I を確立する事が必要である。

活動全般にわたる各種情報収集、ニーズについて分析し、収集項目を明らかにするとともに、収集項目に基づいた適切な P D S S の編成について検討する必要がある。

エ 情報要員の先行派遣

努めて必要な情報を先行的に収集できる態勢を組むことが望ましい。今回不足した情報の一例としては、現地雇用ニーズ、現地調達に関する情報等、初回派遣部隊である第1次部隊の特性上、派遣準備に資する情報収集のため、教育訓練開始前に第1次部隊から要員数名の派遣について考慮する必要がある。

オ 必要な部隊等に対する必要な情報の速やかな伝達

国際任務が本来任務化され、P K F 本隊業務等、より危険な任務が付与された場合、情報の欠如は部隊の準備に大きな影響を及ぼす。したがって、部隊に対する情報の伝達を最重要視し、派遣準備特に現地情勢見積、教育訓練に資する情報等、対象を限定して適時に伝達すべきである。

(3) 提 言

ア 調査チームに専門家である自衛官を参加させるとともに、派遣準備進捗段階に応じた E E I を付与

政府調査団の段階から、陸自として白紙的に想定しうる任務（医療、給水、施設、輸送等）についてニーズや実行の可能性を判断しうる専門家の派遣が必要

また、陸自として時宜に適した E E I を明示することが重要

イ D I H に地誌資料作成のノウハウを蓄積するとともに、統幕、D I H 及び各自衛隊の作戦情報組織間の連携要領を早期に確立

第1編 イラク人道復興支援行動史

9 情報通信

(1) 陸幕の準備した活動基盤

ア 民生通信機材の活用

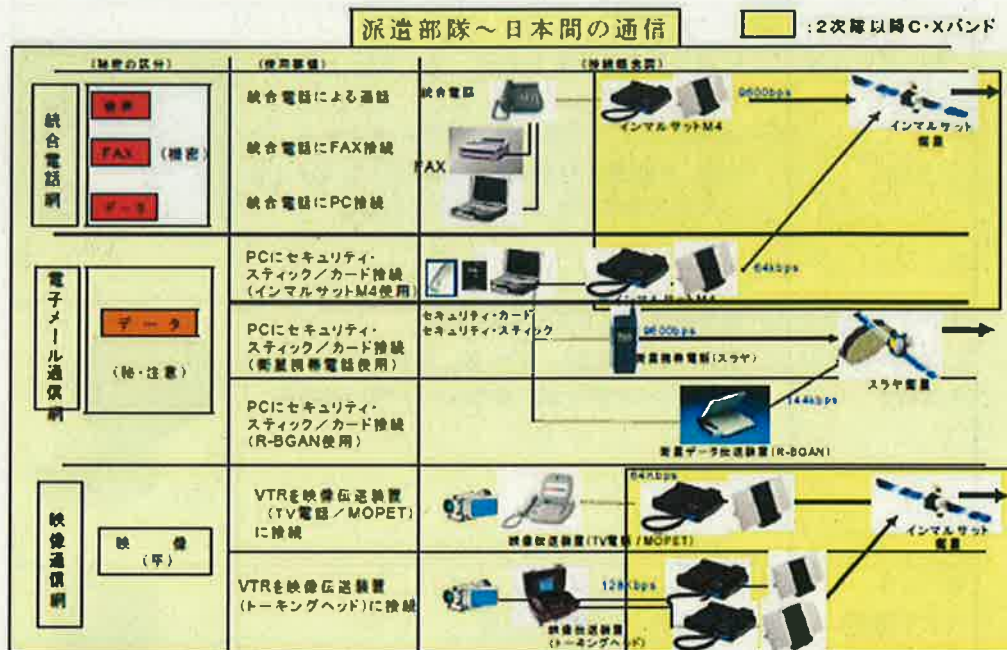
機種名	機能等	通信機材
国際携帯電話 (NOKIA)	○ 移動・交代時の経山地等で使用し、通信を確保、各梯隊に2台 ○ 390円/分 レンタル料無料	
衛星携帯電話 (THURAYA)	○ 現地の省庁、米軍等、空自・海自、派遣部隊等との間の調整等（音声）に使用 ○ イラク国内での移動間、分遣隊等の指揮・連絡・調整用に使用 ○ 中近東で普及している衛星携帯電話、アラブ首長国連邦の会社が運営。 ○ 9600bpsデータおよびFAX通信可 ○ GPS機能内蔵 390円/分	
インマルサット M4	○ 音声及びデータ通信用 1次隊時の主衛星通信器材 ○ 統合電話機及びセキュリティカードを装着したPCにより秘匿通信可能 ○ 伝送速度64kbpsのデータ及び音声通信可能 4.8Kg（寸法43×205×200） ○ インマルサットから日本840円/分 インマルサット間1680円/分	
インマルサット ミニM	○ 音声通信用（率領官使用） ○ 統合電話機及びセキュリティカードを装着したPCにより秘匿通信可能 ○ 伝送速度2.4kbps 2.2Kg（寸法52×270×200） ○ インマルサットから日本300円/分 インマルサット間600円/分	

第2章 派遣準備

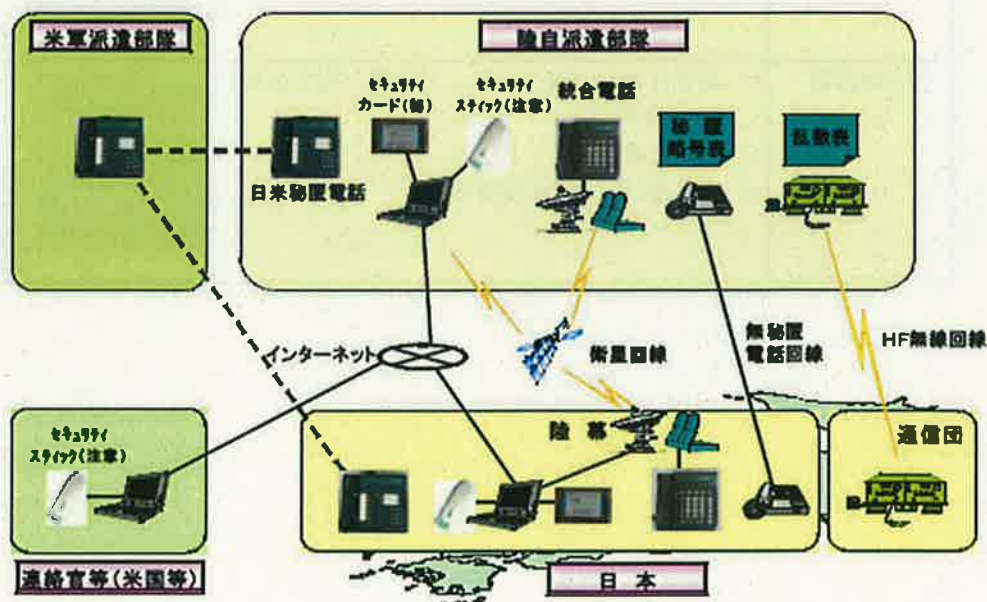
機種名	機能等	通信機材
インマルサット R-BGAN	○ データ専用 ○ 伝送速度144kbps 1.6Kg (寸法300×240×40) ○ 通信料金1.7円/送受信データ1kbyte 月額基本料金6000円 (1kbyte: 半角英数文字1000文字に相当)	
IPTスーツケース (SWEDISH)	○ 映像伝送用として広報が使用 ○ 音声 (内線電話)、データ、及び映像として各LO等 (バグダッド、クウェート等) が使用	
モベット (TV電話)	○ 2Kg (寸法236×216×235mm) ○ 主に家族との連絡に使用 ○ 陸幕及び各方面に設置され現地～日本間で使用	
統合電話機	○ 活動各地間 (海・空自、LO等) 及び日本との間で使用 ○ 秘匿電話機 ○ PC及びFAXに接続可能	

第1編 イラク人道復興支援行動史

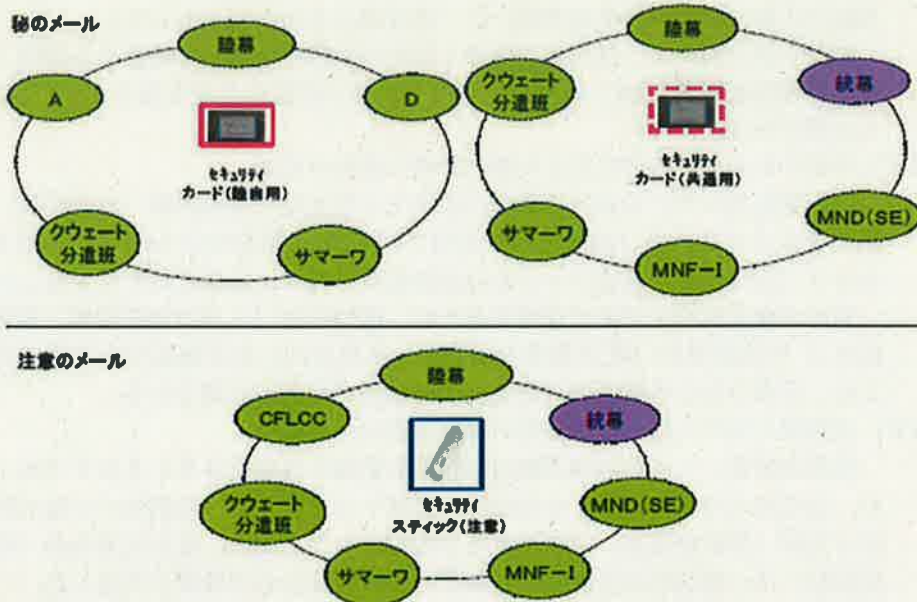
イ 暗号の運用



秘 匿 通 信 手 段



秘匿通信網図（セキュリティカード等の運用）



ウ 国際貢献装備の取得・定数化

国際貢献物品を1Q派遣決定後、地域の気象・地形等の情報を入手して、急遽（器材の仕様を検討し）調達した。

(2) 教訓

ア 民生通信機材の活用に関する教訓

民生品の衛星通信器材、改修した衛星通信装備品を使用したため、派遣にあたり骨幹回線の構築及び運用のための教育を急遽実施しなければならず、要員養成に多大な労力を要した。

海外任務においては、当初の段階において（Xバンドの覆域外の地域においては常用）民生品の衛星通信器材を多用しなければならず、平素から計画的に衛星通信に関する基本的な識能を有した要員を養成する必要がある。また、海外使用衛星通信装備品に関し、特技者に対して、改修した機能についての識能向上を図る必要性がある。

イ 暗号の運用に関する教訓

派遣当初の段階において、緊急にセキュリティースティック・カードの作成、秘匿略号表の作成、統合電話機・野外無線機の規約作成等に対応せざるを得なかったため、時間的及び内容的に十分な対応ができなかった。このことから平素から、着実に準備しておくことが重要である。

第1編 イラク人道復興支援行動史

ウ 国際貢献装備の取得・定数化に関する教訓

(ア) 宿営地の警備用器材等の平素からの準備が必要

短期間かつ準備不十分な状況で調達を検討した際、保全上の制約等によって関連企業との調整が制約された結果、調達器材リストが限定された。これにより、現地での機能発揮（酷暑対策等）に一部支障をきたす例があった。

国際貢献において、宿営地の開設・運営等部隊で共通して使用する器材（宿営地の警備用器材等）は、平素から準備（取得・定数化が最も望ましい。）しておく必要がある。

(イ) 平素からの各種条件に応じた器材準備の検討が必要

近距離監視システムの仕様調整の段階でも宿営地の展開距離（外周距離）が把握できなかったため（未決定か非公開かは不明）、監視所から遠方に設置されたカメラ（2カ所）が映像ケーブルの保証値外となり、改善に約1年を要した。

器材の要求性能を正確に策定するため、運用構想（人員の展開規模、宿営地の広さ、）や環境条件（使用環境の限界値、使用目的）の早期提示が必要である。

また、平素からの各種条件に応じた器材準備の検討が必要である

(ウ) 空調機に関する動作保証範囲の規定の明記が必要

通信器材用シェルタの空調機の動作保証範囲が外気温45～50℃であったため、派遣先の環境に適合する空調機と交換するとともに、空調機への電力供給可能な電源（発動発電機）に交換する必要がある。また、政府調達物品（特に電源器材）は、調達が派遣に間に合わず、部隊装備から管理換を実施した。

NDS規格では、シェルタ内器材の温度特性は規定しているのみだが、これを補償する為の空調機の動作環境に関する規定も明記する必要がある。

(エ) 国外任務を想定したコンピュータシステムを平素から準備しておく事が必要

HRS（人道復興支援システム）の取得に際して、我が国の環境（高温、砂塵、使用できる電源の状況等）と大きく異なる地域における活動に使用するために、耐環境性パソコン及び周辺機器を調達した。この際、予備費による調達を余儀なくされ、国外派遣部隊の派遣時期に間に合わせるためにメーカー側は予算確保の担保がない状況で積極的に支援（8月より部品を調達し先行的に製造等）をした。耐環境性パソコン及び周辺機器は、平素の需要が限定されるため、メーカー側も十分な在庫を保有していない状況であり、かつ、製造に時間を要するという特性がある。

耐環境性が要求される国外任務を想定したコンピュータシステムを平素から準備しておく必要がある。この際、システム構成に関しては、衛星通信器材、情報保証器材（主として秘密保全関連）等を含め、総合的に検討する必要がある。

(オ) 補給整備上の効率化

近距離監視装置には冷却ガスを使用するタイプ(JGVS-V4、JGVS-V7)と使用しないタイプ(JGVS-V7-B)があるが、現地における補給状況を考慮して、冷却用ガスを使用しないJGVS-V7-Bを携行させた結果、冷却用ガス（アルゴンガス）の取得及び充填業務が省略でき、補給整備上の効率化を図ることができた。

(カ) 運用の融通性を拡大するための多機能化

近距離暗視装置V7-Bの供給電源は、車両電源又はバッテリーであるが、器材運用要領の変更に伴い、直流電源装置からも電源供給できるよう、鰐口の端子(JGV S-V4用)をV7-Bの台数分追送した。車両電源等から電源供給している装備等の内、長期連続運用する器材等については、発動発電機等から電源を確保できる体制検討が運用の融通性確保の観点からも有効である。

運用の融通性を拡大するための多機能化等の検討は重要である。また、補給整備上の効率化を図る等業務の軽減に留意することは常に必要である。

(キ) 害獣対策

現地における有線構成(通信線、LANケーブル等)は、当初、施設間は埋設主体、天幕内等は架設等により構成したが、6ヶ月経過した頃から埋設した通信線は雨等により、また、架設した通信線は害獣(主として鼠)により障害が発生した。このため、電柱等を現地で調達するとともに、屋外用の光ファイバークーブル及びカプサイシン(唐辛子)を練り込んだLANケーブルを追送して対応した。

架設有線が鼠によって損傷されることがあるということを銘記しておく必要がある。

(ク) 調達における特別配慮が必要

現地調達においては、国内と同一期間、手続き等では所望の物品を調達できない可能性があるため、調達においては特別の配慮(写真の配布等)が必要である。

(3) 提言

ア 民生通信機材の活用に関する提言

(ア) 常に最新の民生品の衛星通信器材及び海外使用衛星通信装備品に関する参考資料を各方面隊が教育のため閲覧できるようWeb上に展開すべきである。

(イ) 学校教育において民生品の衛星通信器材(骨幹)及び海外使用の衛星通信装備品の概要教育を取り入れ、基本素地を高めるべきである。

(ウ) 今後、国際任務を有するCRF通信小隊の特技者に対し、当面NTT等を活用した優先的な教育を実施して、識能を向上する。また今後、国際活動教育隊において、携行型の衛星通信器材の使用者教育及び骨幹衛星通信器材の専門教育を一元的に実施できる態勢を整備すべきである

イ 暗号の運用に関する提言

平素から、予想される暗号予備の準備及びその運用に関する事前調整の実施。また、現用からの抽出については、事前に指定すべきである。

ウ 国際貢献装備の取得・定数化に関する提言

(ア) 次に示す宿営地の警備用器材等について、平素から取得し準備しておくべきである。

これが困難な場合は、世界各地の気象・データ等を考慮し、調達予定器材をリストアップするとともに、防衛関連企業等に対して一般的な情報として提供し、迅速な調達等の基盤を確立する必要がある。

第1編 イラク人道復興支援行動史

- a コンテナスキャナ（同等品についての検討が必要）
- b 警備システム
 - ・ UAV、遠距離・近距離監視システム、監視カメラ、監視センサー、レーダ等（耐環境性についての基準の検討が必要）
- c 自動給油機能付き電源及び高出力対応型電源切換BOX
- d 政府調達物品に対する調達時の公示期間短縮等の特例処置又は国際協力活動対応装備として平素から保有しておく必要がある。（発動発電機、無停電電源、変圧器、直流電源等の調達が派遣に間に合わなかったことから）
- (イ) 迅速的確に器材を調達するため、平素から宿営地の規模に応じ、任務に対応できる器材等の性能諸元を把握するとともに、準備しておく必要がある。（標準的な器材については、中央即応集団の編成により平素からの準備が可能となると思われる。）
- (ウ) 海外任務に対応するため、NDS規格においても（MIL規格のように）世界各地の環境条件に適合可能な規定（ex. MIL-STD-810 “中東地区”）を設け、派遣に際して改造する必要がないよう平素から準備することが必要である。
- (エ) 政府調達物品調達時の公示期間短縮等の特例措置の検討
- (オ) 国際協力活動対応装備としての装備品又は備品としての保有
- (カ) イラクで使用したHRSについては耐用年数に近づいているため、平成20年度要求でHRSシステムを確保して今後の事態に対応する必要がある。
（予算要求に際して、翻訳ソフト、法令ソフト等が査定落ちし、実行で調達したが、海外派遣用には総合的なシステムの構築が必要である。）
- (キ) 長期任務に対応できる情報通信施設資材（香歇を全てにおいて想定）を平素から準備し、携行させる。

10 兵站—兵站支援、装備

(1) 兵站支援

ア 陸幕の準備した活動基盤

(ア) 全 般

本派遣の兵站は、過去の枠組み（PKO型、兵站は国連からの支援受け）と異なる枠組み（自ら兵站支援態勢を確立・維持）の中で行われた活動である。

準備段階においては、派遣の意志決定・派遣時期等が浮動する中で、過去最大の物量を水面下で先行的に準備し、派遣時期に間に合わせた。

また、派遣の枠組み（編成規模600名）に対応した兵站支援態勢（サマーワにおける抱え込み及び部外力の活用）と兵站線を考慮した活動地域の選択が継続的な兵站支援を可能とした。

(イ) 15. 6

a 政府・庁・陸幕・方面等による派遣検討に並行し、装備品等の準備の担任を予定する北海道補給処においても、業務の統制・調整の強化のため、PJ（のちの支援本部）を設置するとともに、年内派遣を予期した派遣支援業務（装備品の改造、管理換、調達等）に関する検討を開始。この際、陸幕装備部は、実行部隊である補給処との間の業務調整系統を確立し、準備に必要な各種情報を共有するとともに、準備の可能性を確認しつつ派遣計画を策定

また、イラク派遣全般の兵站支援態勢については、「イラクにおける兵站的独立性を基本とし、クウェートを有効活用」する案を保持

b イラク特措法制定前、かつ、派遣部隊の任務範囲、編成案、活動地域、派遣時期等が全く予測できない時期尚早段階で、陸幕から派遣準備実行部隊である補給処までが可能な限り先行的に業務を実施したことにより、予算措置後約3ヶ月で装備品等の準備が完整

c 陸自の海外派遣のための準備は、海空自と異なり、イラク復興支援群の規模であっても全方面隊から装備品及び膨大な調達品を集積し、役務輸送主体で発送する形態。したがって、派遣準備は、陸幕が構築した枠組みの中で発送業務を担う各末端部隊が一体化することにより、迅速、かつ、運用ニーズに吻合した派遣準備が可能

本派遣は、陸幕と派遣準備の実行部隊である補給処が派遣検討段階の早期から業務調整系統及び膨大な装備品等と輸送力を吻合させるための強力な統制・調整組織を確立したこと、補給処及び輸送役務企業の現場に1年前経験したET支援のノウハウの蓄積や業務経験者の存在があったことが政治プロセスの流動化に鈍重な兵站が対応できたのが要因

また、イラク派遣全般の兵站支援態勢については、実施計画に定めるところの派遣規模の範囲内において復興支援等各種任務を遂行するため、中継点（クウェート）において最小限の機能（調達、輸送等）を保持し、他は本邦からの追送と現地調達、同盟国へ依存することとした。ただし、撤収まで考慮した場合、クウェート中間兵站基地（仮称）なるものがあれば、100名のRSUの派遣は不要であった可能性はあった。

第1編 イラク人道復興支援行動史

(ウ) 15. 10. 20

- a 庁内準備指示に基づき、一部の調達及び現地に搬入する可能性のある装備品等の管理換（各方面隊から北海道補給処への集積）を開始。この時点では、派遣群の編成が確定していなかったため、編成確定に伴って不必要になる装備品等は、管理換元に戻すということも視野に入れていた。

また、一部の備品について、既定経費の範囲内（先執行）で調達・改造準備を開始。

- b 陸統品及び補統品で入荷までに期間を要するもののうち、部隊の自己完結性及び隊員の安全性にかかわる器資材（宿営関連備品、防弾部材等）について、既配分経費の運用範囲内又は恒常支援用への転用可能な範囲内で調達（但し、処統品以下は8月頃から逐次調達開始）。

本派遣では、水面下での各種検討、製造メーカーへの予令（企業に対し先行投資のリスクを負わせたもの）、仕様書の作成・変更（早期契約のため競争性を低下）、公示期間の短縮のための根回し等、可能な限りの先行・実行処置を実施したことが、予算措置後3ヶ月で準備完整し得た要因。3ヶ月の内訳は、第1段階（調達・管理換による装備品等の集積）2ヶ月、第2段階（運用ニーズに吻合した各派遣梯隊ごとの装備品等の発送）1ヶ月

- c 装備品等の各方面隊から補給処への管理換において、総数8,065点の17%が整備不良。特に、重大な問題認識は、引き金が作動しない拳銃、ボンネットが凹んだ車両、幕体が破損した天幕、探知能力不良の地雷探知セット等、装備品本来の機能発揮ができないもの、隊員の安全性に関わるもの等も含んでおり、これらを管理換元部隊から「点検済み・異常なし」として発送していることは、各級指揮官及び物品管理担当者の国際貢献に対する参画（当事者）意識が欠如している証左であるばかりでなく、管理換えに対する常識の欠如を示しているといえる。

(エ) 15. 12. 19

- a 12月9日の基本計画閣議決定に引き続き、派遣準備に必要な経費として政府予備費が示達され、調達等を一齐に開始。

しかしながら、装備品等の輸送に必要な運搬費については、政府による派遣時期の正式決定がなされていないことから執行されず、先遣隊の輸送役務契約が締結されたのは、1月6日の出国10日前（先遣隊・主力以降は、それぞれ出国2～3週間前に契約完了）

また、バン詰等発送準備の前提となる各派遣梯隊ごとの携行基準が年末まで決定されなかったため、陸幕装備部は、バン詰作業を輸送役務から切り離して契約し、作業を先行的に実施できるよう処置。これらの先行処置により生じた携行量と輸送可能量との不整合は、梯隊ごとの機数・船舶数を変更して調整

- b 陸自の海外派遣のための輸送は役務が主体（99%）であり、役務契約の締結は、輸送手段・発送時期・発送港の確定、バン詰め作業の開始を意味しており、極めて重要な結節。また、各派遣梯隊ごとの携行基準（発送の優先順位）の決定は、現地到着後の部隊展開を効率的に行うために重要。これらが決定さ

第2章 派遣準備

れないと、1月中旬～2月上旬に出国予定の先遣隊・先発隊用装備品のバン詰や調達品の発送港への集積が実施できず、決定の遅延は、発送準備の遅延に直結

(オ) 16. 1. 16

- a 先遣隊隊貨の発送完了。最終便4月20日までの間おおすみ1隻、アントノフ37機、民船2隻をもって、総隊貨量201コンテナ換算1,013本・実数772本の装備品等を発送
- b 海外派遣における隊貨量は、UNTAC派遣以降増大の一途(ET:総隊貨量780本・実数450本、UNTAC:実数110本)

派遣形態(コアリッション型、UN型等)・地域・規模等によって隊貨量は増減するが、本派遣における隊貨量(コンテナ1,013本分)は、中東地域に展開する商社(6社約80支店)等を活用した現地調達の可能性、迫送の可能性、大量の未使用物品が本邦に後送された現状を踏まえると過多であり、今後は、隊貨量削減のための携行基準の検討が必要

また、海外派遣における装備品等の準備は、派遣部隊の編成までは当該方面隊の補給処長が実施し、編成後は派遣部隊長が実施して補給処長がそれを支援する枠組み。よって、海外派遣における装備品等の交付の実態は、現地交付であり、派遣部隊は現地でコンテナ等を開梱して初めて装備品等の確認が可能。このような交付実態を可能にしたのは、現地においてコンテナ内容品の細部を検索するためのソフトウェア(補給処が作成した「派遣部隊支援システム(仮称)」)と調達品等の簡易カタログを派遣部隊へ提供したことによるもの。しかし、1次群においてはほとんど活用されず、物品掌握もなされていなかったことは、2次群以降の業務に与えた影響大

(カ) 16. 3

陸幕装備部から現地に要員を派遣し、現地整備、洗浄施設の確保等の可能性を検討し、整備については、現地整備不可能な防衛専用品は本邦へ後送、民生品は可能な限り現地整備(外注及び技術者派遣)を追求する態勢を確立

(キ) 16. 5. 1

最終装備品クウェート荷揚げ完了(2次群1波出国1週間前)

膨大な装備品等に対し、群としてわずか4名の後方要員しか配置されず、また、先遣隊にその要員が含まれていなかったため、隊貨未掌握のまま2次群への引き継ぎを実施することとなり、最終的に4次群の業務まで影響

また、群の交代周期が3ヶ月と短いため、出国・帰国梯隊区分により派遣期間にも個人差があり、現地活動を制約(例えば、最短の隊員の現地滞在期間は1.5ヶ月間しかなく、この期間での十分な物品の掌握・引き継ぎ等は困難)

(ク) 16. 9

- a イラク南部におけるパイプライン爆破事案発生により、MSRが途絶。復旧までの間、予備MSRの使用、航空輸送及び予備補給品をもって対応

MSRを使用した陸上輸送間の警備は、派遣当初から輸送役務企業が契約した民間警備会社と英軍司令官の統制による派遣部隊警備中隊が実施。以後、民

第1編 イラク人道復興支援行動史

間警備会社のための警備に移行

- b MSRは派遣部隊の生命線であり、常時確保が部隊活動上の大前提。MSR防護態勢の構築は、本来上級部隊の責務（本派遣においては、派遣部隊独自で実施）。また、役務輸送コンボイについては、役務契約により着地において受領するまでの輸送間は、契約企業が貨物の保全責任（破損・紛失時の賠償責任）を有する。本派遣における英軍の統制による派遣部隊の重複した警備は、不測事態発生時の貨物に関する責任所在が曖昧になる恐れを包含

予備補給品については、治安状況等により必要な保有量は変動するものの、迫送周期、部隊の離隔度、代替輸送手段の確保の難易性を考慮し、各地域の保有基準を決定することが必要

本派遣では、MSRの防護に不安があり、クウェートの兵站基盤がわずかなことから、サマーワに相当量の予備を保有（燃料は、サマーワ1ヶ月分、クウェート1週間分、糧食は、サマーワ3ヶ月分）

イ 教訓

- (ア) 陸幕行政と実行部隊等の一体化が必要

装備品等の準備は、派遣準備業務中、最大の予算と官民併せた最大の隊力を要し、現地における活動の成否を左右。このため、常に実行の可能性を前提とすべき業務であることを銘肝することが必要。

業務の枠組み及び派遣日程を決定する際は、陸幕行政と派遣部隊・兵站支援部隊・端末地部隊が一体となることが必要。特に、指揮系統の他、情報の速達・共有、積載装備品と輸送力の不吻合対応等のための結節を排除したダイレクトな業務系統の構築が必要

- (イ) 極めて複雑、かつ、膨大な統制・調整が必要

全国から装備品と調達品を集積し発送する業務は、関係部隊・機関及び役務業者を組織的に統制・調整する大事業。派遣決定後の迅速な出国のためには、予算執行に伴い開始される調達品の集積及び装備品の集積と、集積した装備品等を派遣梯队ごとに交付する工程を吻合させ、これらの実行の可能性を踏まえた派遣日程の決定が必要。特に、装備品等を準備する実行部隊においては、膨大な物量及び複雑な業務処理並びに上級・被支援部隊等の要求に即応するための強力な統制・調整組織が不可欠（機能別・物別組織にかかわらず、横断的に統制・調整力を発揮し得る組織が必要）。

また、装備品等の携行基準（発送の優先順位）は、現地の安全確保上のニーズを踏まえた宿营地構築工程と吻合させることも必要。迅速な部隊展開のためには、航空輸送が有利（本派遣ではアントノフ37機使用）だが、1回の輸送量が船舶輸送に比して大きく制限され、手続も煩雑であるため周密な統制・調整が必要

- (ウ) 海外派遣における支援態勢の確立が必要

陸自の海外派遣においては、他の組織との相違点として自己完結性がアピールされているが、その実態は「日本国内に限っての自己完結組織」。そもそも、国内戦を前提として兵站の大部分を部外力に依存している陸自は、海外においては、民生品の調達・部外力をもって兵站を補完しなければならない組織であるという

第2章 派遣準備

認識に立つことが必要

また、過去の海外派遣においては、国内活動を前提とした諸規則に則って派遣業務を実施してきたが、今後は、海外派遣・活動機会の増加・常態化に対応し得る支援態勢、規則、基準等の構築が必要

例えば、海外における兵站支援基盤の保持については、中継基地に最小限の兵站機能を保持させ、追送と現地調達を基本（今回）とするのか。または、撤収までを考慮した総合的な兵站支援が可能な中間兵站組織を保持するのか。MSRの防護要領はどうするか。装備品等の準備は派遣部隊差出方面隊に担任させるか否か。業務の総合的便宜性から端末地を固定化するか否か。基盤確立のための装備品等の現地搬入は一括か逐次か。派遣部隊の物品管理要領（現行物品管理法では、部隊の編成完結と同時に分任物品管理官が設置されるが、それ以前に装備品等を交付・発送する場合は、交付先部隊が存在しない。）等の検討が必要

また、関係部隊がそれぞれ担うべき役割及び実施すべき業務について教訓として蓄積し、じ後に反映出来るような枠組みを構築することも重要（教訓業務の組織化と施策化）

（エ）派遣準備期間短縮のためには恒常態勢下の準備が不可欠

装備品等の準備所要期間は、集積段階が2/3であり、この期間の短縮が準備期間全体の短縮に直結。したがって、恒常態勢下での準備（調達所要見積、仕様書の完成、点検・整備・手続き等の管理換調整）の程度に左右

本派遣の集積段階で特に時間を費やしたのは装備品の改造。将来的には、平素から準備を推進（研究開発段階から着意）することが重要

（オ）海外活動に対する当事者意識の向上が必要

陸幕による事前の周知徹底にもかかわらず、全国の部隊から管理換された装備品の整備不良が全体の17%に及んでいるのは、極めて問題。各級指揮官及び物品管理担当者の強烈な意識改革が必要。

（カ）装備品等輸送の主体は役務

a 海外派遣は民需に影響

本派遣では、総輸送力の99%を民間輸送力に依存しており、民航貨物機アントノフを述べ37機利用。ただし、アントノフは世界に3社（27機）存在するのみであり、これら確保の可能性は、民需や米軍等展開時の動向に影響。また、コンテナも772本使用したものの、他国への物流集中の影響からこの程度が限界

このため、今後は、海空輸送力の積極利用を図る等、統合輸送体制を強化し、自衛隊行動時の民需への影響を最小限にする体制整備が必要

b 輸送端末地（発送港）が保有すべき要件

補給整備部隊等との距離、使用（受け入れ）の可能性、警備の容易性。特に、船舶港は、装備品集積のための空間（地積・倉庫）の有無、専用埠頭の有無等が重要

c 良質な輸送力確保のための一括契約の追求

装備品等の発送業務を担う補給処にとって、輸送役務契約の締結は、極めて

第1編 イラク人道復興支援行動史

重要な結節であり、業務所要に大きく影響（例えば、船舶港が室蘭か苫小牧か小樽かで準備要領、警備隊力所要等が大きく変わり、発地から着地まで同一企業による受注か否かが、調整所要を左右）

このため、契約内容は、輸送の柔軟性、端末地における業務の軽減、齟齬・不測事態時の対応の容易性の観点から、梱包、バン詰、陸上輸送、荷役作業、倉庫・事務所等の港湾施設の使用、現地到着後の輸送等一連の業務全てを含んだ一括概算契約が有利

(キ) 現地に一括搬入する隊貨量はイラク派遣が限界

派遣部隊の隊貨量は、任務・編成・装備・活動環境等によって異なるが、これが増大すれば当然準備所要も増大し、現地活動基盤の構築も長期化

本派遣では、1次群・2次群派遣期間にそれぞれ50%の隊貨を搬入し、おおむね半年で現地活動基盤を確立。したがって、本派遣規模においては限界の隊貨量であるものと認識。不要隊貨削減のためには、現地活動基盤（宿営・生活環境等）の基準化を図るとともに、所要算定時における各級司令部等の総括担当部署による強力な統制が特に重要

また、本派遣において、部隊の現地活動基盤確立の容易化を目的として作成された派遣部隊支援システム（仮称）は、陸自として施策化さるものではなく、補給処が独自に開発したソフトウェアであり、他業務への汎用性は皆無

今後は、国内外を問わず、陸自内全ての物品をリアルタイムで現況把握し得るシステムの整備が必要

(ク) CRFへの反映事項

a 派遣準備の枠組み

CRFは、独自の兵站組織を保有していないため、海外派遣時の装備品等の準備は、これまでの派遣準備と同じ枠組み

b 派遣態勢の確立

(a) 専用装備品（備品）の整備

海外派遣の活動、特に、部隊の自己完結性の保持に必要な物品（宿営・生活関連器材等）を平素から準備（必要な改造を含む。）するとともに、これらを使用した教育訓練が必要

(b) 派遣確定に伴い必要となる対応を最小限にするための処置

調達見積、仕様書の準備、規定経費による先執行、時間を要する改造等の事前処置により、調達期間を短縮

(c) 派遣準備から基盤確立（宿营地準備）までの教育訓練が必要

海外派遣時の行程を大別すれば、①派遣準備～②部隊展開～③基盤確立（宿营地準備）～④現地活動～⑤再展開となり、本派遣と同規模の海外派遣であれば、③活動基盤確立まではおおむね半年かかるものと推測

現地活動については、基本計画（任務）によって内容が左右されるが、①から③までは任務にかかわらずおおむね同業務であり、海外派遣において最大の隊力、予算、時間を要するもの

このため、③基盤確立（宿营地の準備）までの業務をいかに整齐と実施で

第2章 派遣準備

きるかが課題（陸自の評価及び海外派遣の成否に直結）

ウ 提言（将来体制等への反映）

（ア）海外派遣における兵站態勢（制度・基準等）の検討

- a 装備品等の準備担任・端末地の固定化及び携行要領・携行基準
- b 法令、予算の仕組みの理解と海外派遣に適応した陸自物品管理諸規則の整備（補給・整備規則等）

（イ）準備期間短縮のための平素の準備の推進

- a 専用装備品（改造品を含む。）の整備及び管理要領の確立
- b 各級権限下で実施可能な調達上の措置の整理（恒常態勢、庁内準備、予算措置以降）
- c 整齊円滑な派遣に資するための教育訓練の実施
- d 教訓の収集・蓄積・普及の施策化
- e 各級指揮官等の意識改革

管理換装備品等の整備不良の実態について、兵站関係会議等での注意喚起にとどまらず、高級幹部会同や連群長集合訓練等において問題提起することが必要（自浄作用の促進）

（ウ）状況に応じた兵站支援態勢の確立

- a 海外派遣の終始を通じた兵站組織・支援要領（準備から撤収）
- b 陸幕行政と実行部隊等の一体化
情報の速達・共有等のための結節を排除した業務系統の確立
- c 兵站部隊内における強力な業務統制・調整組織の確立

（エ）融通性ある輸送力の早期確保のための一括概算契約の追求

（オ）統合を前提とした物流体制（補給・輸送の吻合）の整備－

第1編 イラク人道復興支援行動史

(2) 装 備

ア 陸幕の準備した活動基盤

(ア) 15. 5 装備品等の改善・取得検討の開始

陸幕装備部、補統等において、派遣準備のうち、安全確保及び防暑・防塵の環境対策のための装備品等の改善・取得に関し、限定された関係者による先行的な検討が開始された。

装備に関して確実に準備すべき事項は数多くあったが、この段階においては、運用者が要求する防弾性能を明らかにできなかった。

じ後、処置する車両の優先順位を決め、該当メーカー、関東処、東方後方支援隊の協力を得て、付加材の貼り付け要領の検討を進めた。

(イ) 15. 6 中旬 陸幕長指導、イラクPJ発足

a 15. 6. 6、有事関連3法成立時、陸幕ではイラク派遣となった場合の本格的な検討は行われていなかった。

6月中旬に陸幕長から「イラク対応は隊員の安全確保が第一。」との指導を受けて、安全確保の観点から、陸幕装備部で本格的な検討を開始した。

陸幕にイラクPJが発足したが、装備に関して公式な動きはなく、装備品改善委員会の主務班である補給管理班を核に保全に留意しつつ、現有車両等の耐弾性向上、小銃の改造、新たな防弾チョッキの導入等を検討した。

b 15. 6～16. 2 装備品等の改善・取得の実施

16. 1. 26に派遣命令が発出されるまでは、隊員の安全確保に直結する装備品等の準備に関して、業務の根拠が不明確な状況ではあったが、関係者の大変な尽力により、結果的にはほぼ派遣に間に合う迅速な導入が出来た。

(ウ) 15. 7 耐弾性確認試験等の実施

a 商社による、防弾材、防弾チョッキ、GPS等の説明会等が始まり、これが装備品等の改善・取得の本格的取り組みの契機となった。

b 陸幕装備部所掌課は、イラクにおける隊員の安全確保のためにできることは実施するというスタンスで、年内派遣を想定して、これに努めて間に合わせるよう、装備の準備を進めた。

c 車両の防弾処置は、隊員の車両操縦時の安全確保を目的とする車両への防弾板の付加については、15年7月に装備部長からの「車両の防弾化は第1次群の派遣に間に合わせよ。」との指針を受け、15年8月に付加材の耐弾性確認試験を開始するとともに、「やれるものは全て準備する」との考えのもと、処置する車両の優先順位を決め、15年9月には、関東補給処、東方後方支援隊及び関連メーカーの支援、協力を得て、付加材の取り付け位置・要領等の細部検討を開始した。車両の防弾処置は、限られた時間での応急的処置であり、間隙の存在、操用性面で課題が残る等、必ずしも完璧なものではなかった。

また、小銃等の防塵性に関して、イラクの砂を入手し検証を行った。

(エ) 15. 9 陸幕班長クラスの検討会開始

装備の準備に関しては、イラクに派遣される運用者からの必要の声はなかったが、装備部から「こういうものが準備できるから、準備してはどうか」という提

案するスタイルによって業務を進めた。

(オ) 15. 10. 15 車両の防弾モックアップ展示、緊急調達の依頼

- a 外観上、防弾板を取り付けていることが外部から分からないようにすることに留意し作成したモックアップを装備部長及びPJ長の指示により陸幕長に展示・説明し、じ後、所掌課からメーカーに対して緊急調達を依頼した。

また、防弾ガラスを含む防弾処置により、トラックタイプ車両についてはキャビン部が約500kg程度重くなり、全軸への負担加重の増大や前後のバランスが車体に及ぼす影響について不明確であったため、実験団が走行試験を行ったが、大きな問題が無いことを確認した。

- b 装備品の改善に関しては、部隊使用承認を取得する時間的余裕がなかったことから、内局の合意のもと、「イラクでの使用に限定」されたものであった。

(カ) 15. 10～11月上旬 長官準備指示、陸幕長準備通達

15. 10. 10の長官準備指示に続いて、10. 20に陸幕長準備通達が発出されたが、具体的な業務の準備はなかった。11. 4に派遣準備隊が陸幕内に発足したが、この時期においても安全確保のための具体策は公式には決定されていなかった。

(キ) 16. 4～5 防弾ガラス取り付けのための要員派遣

装備の準備当初から、小・中・大型・特大型トラック、高機動車等の各装輪車両に対する防弾ガラス取り付けは、1次隊の派遣までに国内での処置が完了できない可能性を予期して対応した。カットモデル(キット)を作成し現地に取り付けができるかをメーカーと調整、工具等を購入し、北海道補給処から5名の要員を現地に派遣して約120両に1ヶ月で取り付けた。

イ 教訓

(ア) 派遣全般を通しての教訓

装備は、派遣隊員の安全を直接左右し、現有装備品の改善・新規取得により派遣基盤の構築に寄与するものであり、イラク派遣現地において実状況下で運用されるものであった。

- a 任務及び派遣環境に対応するため、装備品の改善・改良、新規装備品の導入を迅速かつ適切に実施する必要がある。
- b 国際任務(専用)装備品の整備を推進する必要がある。

(イ) 派遣準備間～基盤確立

安全確保を最大限に考慮する必要がある、派遣隊員の安全確保を追求し、そのために必要な装備に限定して準備した。通常に比して極めて短時間で準備する必要がある、通常の開発、調達要領では期間的に困難であったが、努めて派遣当初から迅速に導入した。中東地域であるイラクでの使用を前提に準備するものであって、日本国内の環境条件を越える酷暑、砂塵等の厳しい外圍条件でも使える装備を準備した。

- a 安全確保のための現有車両等の耐弾性向上、小銃の改造等

平時から有事に移行する際の陸自の問題点が浮き彫り(防衛力整備上、当年度、

第1編 イラク人道復興支援行動史

緊急時に脆弱な面有り) になった事項が以下のとおりあり、改善が必要である。

- ・ 結果的には迅速な導入が出来たが、対応着手、立ち上がり時の体制が不十分
- ・ 応急的処置で改善したが、その後のフォローが不十分(ただし、派遣部隊側から出てきた改善要望の内容が、十分には検討、精査されていなかったこともマイナス要因)
- ・ 運用者の立場からの必要とする装備の洗い出しが不十分
- ・ 時間的な余裕がない場合等においては企業等の積極的な協力が不可欠
- ・ 制式上の位置付けが不明瞭(※89式小銃は、じ後制式改正実施)

b 現地の環境に対応するための現有装備品の改善及び新規装備による防暑・防塵対策

国内開発装備品は国内運用から性能を規定し、国外のより厳しい環境では脆弱であり、国外の厳しい環境には未対応

c ヘリ派遣検討

UH-60等の砂塵対応能力、自己防護能力の不足(特に対携帯誘導弾(SAM))

d ロケット攻撃等対処のためUAV、監視器材等の導入

- ・ 緊急調達のと領が未確立
- ・ COTS品の補給整備性、耐環境性、操用性等は不十分
- ・ 民生UAVのエンジン等の砂塵対策と搭載カメラの性能改善により導入が遅延

e 天幕での宿営地設営を基本とし、派遣実施中に治安悪化に伴いコンテナ、耐弾性強化施設に変更

柔軟に対応できたが、宿営施設設計の基本的考え方が不明確

ウ 提言

(ア) 陸自内だけでは検討・処置できない内容

a 装備品等の研究開発に関する訓令に関する事項(5章 技術開発及び実用試験)

装備改善、新規装備導入の迅速化を図る正式ルートの検討

b 制式に関する事項(改造の規定、手続きの簡略化、部隊使用承認)

制式改正によらない改造での迅速な処置の許容範囲拡大

c 防衛力整備上の位置付け、整備方針(専用装備の整備要領(派遣地域の環境条件に適応した装備の準備))

(a) 国際任務専用装備品の是非の検討

(b) 耐環境性の拡大の是非の検討

d 考慮すべき事項

(a) 調達実施に関する事項(調達実施の特例)

(b) 物品管理に関する事項(海外任務での検査)

(c) 装備審査会議に関する事項(諮問事項)

(d) 標準化に関する事項(品目、仕様書の規制等)

(e) 予算処置(財源の緊急確保要領の確立)

第2章 派遣準備

(イ) 陸自内で検討・処置できる内容

- a 研究開発に関する遠に関する事項（5章 陸幕における諸業務（運用上の要求書、装備開発要求書等の処置））
装備改善、新規装備導入の検討と反映する業務要領の構築
- b 該当装備の保持要領（国際任務装備の検討等（装備体系上））
 - (a) 国際任務専用装備品の保持要領検討
 - (b) 安全確保を優先した部隊要望の迅速な実現
 - (c) 個人装備の近代化に関する総合的観点から検討
- c 民側との協力要領（準備段階と派遣期間中の維持・整備）
官民の普段からの信頼関係構築とその重要性の周知
- d 陸幕内・外の派遣準備PJのルール化等（準備組織の体制）
 - (a) 陸幕として責任ある体制を当初から確立
 - (b) 調達までの適切なリードタイム確保
 - (c) 運用者（派遣部隊）の装備に対するニーズを当初から組み込むための制度、業務の流れの確立
- e 事前確認試験、現地評価のための組織と要領（補給統制本部と開発実験団の業務要領）
 - (a) COTS品の導入に関する総合的な判断の実施とリスク対策の準備
 - (b) 現地派遣要員による改善・新規導入装備のチェック体制の検討
- f その他
 - (a) 派遣地域に関する事前の情報収集（派遣装備の選定、改善・新規装備導入判断に資する装備の環境調査、支援ニーズ等）
 - (b) 宿営施設構築の考え方に関する再検討
 - (c) 特殊武器に対する意識高揚
 - (d) 私物品の使用に関する適否の判断と使用統制指導
 - (e) 装備品の改善・改造に関して、よりオペレーション実績、実戦感覚を踏まえて実施

第1編 イラク人道復興支援行動史

1.1 教育訓練

(1) 陸幕の準備した活動基盤

ア 全般

派遣される部隊の任務・編成・派遣時期・現地の環境等が不明確な状況での準備着手となったが、逐次明確になった事項に従い教育訓練の課目、担任、場所等を適時検討し具体化するとともに、「隊員必携」・「武器使用に関する訓練状況集」作成等のきめ細かい施策を並行的に実施し教育訓練態勢を確立した。

また、陸幕、学校、特戦群、米軍、派遣終了者等の専門家の活用、F T C活用によるミッションリハーサルの訓練の実現、現地教訓の教育訓練課目・各部隊の行動マニュアル等への着実な反映等により、任務達成に必要な練度を確保することができた。

イ 事実経緯

(ア) 15. 5以降 教育訓練課目等の検討開始

当初はP K O派遣のための教育訓練を参考に基準案を作成し、これに現地の情勢、予想される任務の特性に応じた課目を追加する等により教育訓練項目を案出した。以後、更に教育基準と訓練基準を検討するとともに、11月中旬の部隊派遣を目途に教育訓練予定を検討した。

(イ) 15. 6以降 教育訓練基盤（教育訓練用弾薬）の検討

所要弾薬を算定するとともに、特別割当を検討し割当を実施した。

(ウ) 15. 7以降 教育訓練基盤（隊員必携）の検討

派遣隊員が現地で参考になる事項を1冊にまとめたハンドブックを検討し1次案を作成、以後現地からの情報を収集し逐次内容を充実して第1次群派遣までに完成し携行させた。

(エ) 15. 7以降 教育訓練基盤（武器使用に関する訓練状況集）の検討

現地において生起が予想される各種状況、特に武器使用について指揮官等が状況判断を要する状況を整理し、運用課検討の「国内法令の運用要領」の検討に連携して資料を作成した。

(オ) 15. 8以降 教育訓練基盤（F T Cの活用）の検討

特にF T Cの有する能力と派遣部隊に必要な訓練内容、一般部隊の訓練との節調について検討し、準備訓練においてF T Cを活用することとなった。2 D・11 Dの準備訓練を研修しつつ準備を推進し、第3次支援群の準備訓練から運用を開始した。（模擬宿営地については16. 3から整備に着手し第3次支援群の準備訓練から使用開始した。）

(カ) 15. 8以降 教育訓練態勢の検討

教育訓練課目の内容、担任、場所、教育訓練組織・基盤等の検討を実施。担任については、機能別教育は学校等、練成訓練は担任方面隊、訓練指導・評価は陸幕からの支援により方面隊が実施する態勢が確立された。

(キ) 15. 11以降 準備訓練開始

確立された教育訓練態勢に基づき、1次隊から逐次準備訓練を実施。

(ク) 16. 2以降 現地訓練開始

第2章 派遣準備

クウェートにおける慣熟訓練(射撃・車両操縦等)及びイラクにおける訓練(射撃・警備訓練等)が1次隊から逐次開始された。

(2) 教 訓

ア 本来平素から訓練しておくべき事項の徹底

「治安出動・警護出動における武器使用に関する知識及び行動」、「野外衛生・救急法」及び「行進・宿営」については、平素の訓練で十分に練成されていないことが表面化した訓練課目であり、この徹底の方策について検討する必要がある。部隊訓練課目である「行進・宿営」については、すでに各部隊共通の部隊訓練基準として取り込まれ徹底されつつあるが、一方各個訓練課目の他の2課目については、更なる徹底のための対策が必要である。

イラク派遣準備訓練課目(一案)

平素から訓練すべき事項

- 1 各個訓練
 - 各人の職種特技に必要な能力
 - 治安出動・警護出動におけるROEに関する知識及び行動
 - 野外衛生・救急法
 - 小火器射撃(基本射撃)
 - 徒手格闘・銃剣格闘(基礎)
 - 特殊武器防護(基礎)
 - 車両操縦(基礎)
 - 英会話能力(基礎)
 - メンタルヘルス能力(基礎)

- 2 部隊訓練
 - 行進・宿営
 - 宿営地(駐屯地)警備、行進時の警戒等

凡例 下線部分: 今回の派遣で十分に練成されていないことが表面化した事項

準備間に訓練すべき事項

- 任務及び慣習に関する知識
 - 任務、編成、実施計画、関係法規、後方支援体制
- 国外任務におけるROEに関する知識及び行動
- 派遣国の基礎知識
 - 地理、歴史、文化、宗教、習慣、法規、現地語
- 各人の特技と異なる職務の能力
 - 補給業務、人事業務、会計業務、厚生業務、対外調整業務、広報業務
- 新たな装備等に必要な能力
 - 電工(配線工事等)、発電機整備(民生品)、施設器材操作(「ポンプ」)、給水(民生品)、衛生(現地特有の疾病対策)、通信(現地通信システム、衛生通信システム、民生品)、警備(現地警備システム)、空中監視装置、宿営施設維持・管理等
- 派遣国特有の脅威、障害対処能力
 - 治安情勢、武装勢力の戦法・使用武器、予想される不測事態・警戒要領・対応要領、不発弾処理(現地不発弾)、砂塵対処、酷暑対処等
- 平素練成した基礎能力の向上・自信の付与
- 最終的な総合練度評価(確認)のための訓練

イ 客観的な評価態勢の確立

FTCの活用及び陸幕等による評価支援は、部隊の練度を客観的に評価して必要な練度まで到達させるために重要な役割を果たしており、平素の練成訓練においてもこの方式の活用について更に検討する必要がある。

ウ 必要な専門家の育成

新たな任務に対して必要となる能力を付与するためには、その分野に秀でた専門家の存在が不可欠である。このため国外任務に限らず将来どのような専門家が必要となるのか、どの様に育成すべきかを人事施策とあわせて検討することが必要である。

第1編 イラク人道復興支援行動史

エ 任務遂行及び教育訓練で得た教訓・成果の着実なフィードバック

確実に任務を遂行するためには、得られた教訓・成果を迅速に反映するフィードバック機能が重要であり、平素の練成訓練においても着実にフィードバックができる態勢について検討する必要がある。

オ 効果的な司令部訓練の継続

準備訓練におけるMM型式の司令部訓練は状況判断・調整要領等を演練する上で有効であった。今後は、指揮所訓練センターの更なる効果的な活用について検討する必要がある。

カ 警務官との連携訓練の実施

イラクにおける活動においては、警務官の現場進出及び採証活動の必要性について部隊側の認識がやや不足しており、このため準備訓練間から部隊と警務官との連携要領について演練し、その必要性を認識させかつ信頼関係を確立しておく必要がある。

(3) 提言

ア 本来平素から訓練しておくべき事項の徹底

「治安出動・警護出動における武器使用に関する知識及び行動」及び「野外衛生・救急法」の技能検定化等

イ 客観的な評価態勢の確立

PKO専用の総合訓練・評価施設の設置

12 監 察

(1) 陸幕の準備した活動基盤

ア 陸幕による意識監察の実施

陸幕が、従来の国際貢献活動と同様、陸幕施策への反映を目的として、群に対する意識監察（出国前・帰国後）を実施するとともに、陸幕監察官が、現地活動を実視、指揮官等と懇談を実施して、群長の統率に寄与

イ 群長を補佐する監察幹部を配置

- ・群長を補佐する監察幹部を群隷下の業務支援隊本部に配置
- ・監察幹部ポストは、法務要員との兼務ポスト

ウ 事実経緯

(ア) 15. 12. 22 イラク復興支援群の監察に関して検討

- ・群に対する意識調査（出国前・帰国後）の実施
- ・第1次業務支援隊／第1次・第2次イラク復興支援群への監察幹部（法務兼務）配置及び同幹部の任務を規定

○ 監察幹部配置の背景

陸上自衛隊では、監察官を師団等司令部以上に配置していること及びイラク復興支援活動部隊は「群」規模の部隊であったことから、当初から「監察官等」の配置は未検討であったが、12月下旬に陸幕長から、復興支援群は厳しい任務が予測されることから監察機能を保持させることが必要がある旨、指示があり、監察幹部を配置することとなった。

(イ) 16. 1. 15 陸幕による業務支援隊（1次要員）意識調査（出国前）

〃 陸幕による第1次イラク復興支援群要員意識調査（出国前）

(ウ) 16. 1. 20 イラク復興支援群への監察官等の配置に関して検討

- ・第3次イラク復興支援群以降の監察機能の保持要領

○ 監察機能の保持要領

第1次及び第2次イラク復興支援群に監察幹部を配置することで監察態勢上問題はないと判断されたことから、第3次群以降も業務支援隊／イラク復興支援群に監察幹部を配置

(エ) 16. 1. 26 第1次イラク復興支援群編成命令発出

(オ) 16. 1. 30 先遣隊出国

(2) 教 訓

ア 陸幕による監察実施における教訓

(ア) 派遣部隊に対する意識監察の重要性

意識調査の分析結果は、編成管理官・担任官、群長及び派遣元部隊長に提供され、各部隊長の統率に反映するとともに、陸幕の関係各部等にも提供され、各種施策に反映

(イ) 陸幕監察官による活動部隊の実視等の重要性

出国前意識調査に基づき、陸幕監察官が現地における活動を実視し、隊員と懇

第1編 イラク人道復興支援行動史

談することにより群の状況を把握して、陸幕施策に反映

イ 計画への反映に関する教訓

(ア) 編成上

a 群長を補佐できる監察幹部の配置が必要

(a) 当初はイラク復興支援群に監察要員の配置を検討していなかったが、厳しい任務が予測されるような派遣部隊には監察幹部の配置が必要

(b) イラク復興支援群の隷下部隊である業務支援隊本部の法務要員に監察幹部を兼務させたが、監察の「独立性」を確保するためには、専任の監察幹部を群本部に配置することが必要

b 監察幹部に対する職務上の権限の明確化が必要

法務要員と兼務だった監察幹部は、法務要員の長の統制を受け、法務業務を主体としつつ監察幹部としての業務を実施したが、監察業務に関しては、群長の直接指示により実施しており、実行上の問題はなかったことから、兼務させる場合においては、群長と業務支援隊長の監察幹部に対する職務上の権限を明確にしておくことが必要

(イ) 任務付与上

a 監察は、部隊等の実情を把握することにより、隊務の正常な運営を阻害する諸要因を探求し、その改善施策の推進を図ることが目的であるが、本派遣においては、監察幹部は法務要員兼務（編成上の制約）であったため、同幹部の任務を『実情の把握と指揮官への情報提供』に限定したにもかかわらず、監察幹部の配置により一定の効果あり

b 隊員の不平・不満等を把握し、陸幕・群レベルでの改善施策の推進及び群長等への情報提供を実施するとともに、隊員の参画意識の向上を期待して設置した「生活・勤務向上委員会」（長：副群長、委員：群1・4科長、曹友会長、監察幹部）の運営にも監察幹部は極めて有効

(3) 提言

ア 国際平和協力活動部隊における監察の必要性

今回の派遣のごとく、部隊（個人）を集成して、過酷な状況下での活動が预期される部隊を編成する場合、任務に応じて部隊に配置される隊員の意識を確実に把握することは、派遣部隊指揮官、あるいは派遣元部隊長の統率上重要であるとともに、派遣部隊の活動基盤に影響を及ぼす陸幕施策にも反映できるため、監察機能が必要である。

イ 指揮官に直結した監察機能の保持の重要性

集成部隊を編成する特性として、部隊の実情把握に制限を受けることから、努めて出国前の教育訓練の段階から派遣部隊と行動をともにさせ、部隊の実情を確実に把握して派遣部隊の施策と連携を確保するとともに、監察の独立性を確保するため、監察幹部は派遣部隊指揮官に直結する派遣部隊本部内に配置することが重要である。